第5次菰野町障がい者福祉計画

(令和6年度~令和11年度)

第7期菰野町障がい福祉計画第3期菰野町障がい児福祉計画

(令和6年度~令和8年度)



令和 6 年3月 三重郡菰野町

はじめに

菰野町では、これまで、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めた「第4次菰野町障がい者福祉計画」、障害福祉サービスや地域生活支援事業などにおけるサービスの見込量と提供体制の確保等を定めた「第6期菰野町障がい福祉計画」、障害



児通所支援や障害児相談支援におけるサービスの見込量と提供体制の確保等を定めた「第2期菰野町障がい児福祉計画」に基づいて、障害福祉サービス等の事業を推進してまいりましたが、この度、障がい福祉関連の法令等の改正や国の障害者基本計画等を踏まえて、計画の見直しを行い、令和6年度からの「第5次菰野町障がい者福祉計画」「第7期菰野町障がい福祉計画」「第3期菰野町障がい児福祉計画」を策定いたしました。

当町の障がい者福祉計画は、「すべての人が、ささえあう、住みよい福祉のまち 菰野町」を第1次計画からの基本理念としており、障がいの有無にかかわらずともに支え合う地域共生社会の実現を目指し、障がいのある人が自らの意志で住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、本計画においても継承しています。

さらに、本計画は前計画を踏襲しつつも、近年の地震や気候変動に伴う災害への対策が急務となっている中、障がい者の安全確保に向けた防災体制を整備するとともに、障がい者を狙った犯罪被害の発生を未然に防ぐための防犯対策を推進するため、施策体系に「防災・防犯」の項目を新たに掲げるなどの見直しを行っております。今後におきましても、障がいのある人を取り巻く現状と課題に応じた各種の障がい福祉施策を進めてまいりたいと存じますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、ご尽力をいただいた菰野町障がい者・障がい児福祉計画策定委員会の委員の皆様、アンケート調査・ヒアリング調査にご協力いただきました障がい者の方々やそのご家族、関係機関の方々等には心からの感謝を申し上げるとともに、今後の計画の推進につきましても、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月 菰野町長 諸**周 高幸**

目 次

| 第1章 計画の基本的な考え方 | |
|--|-----|
| 1. 計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2. 計画の構成・位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 3. 計画の基本理念、施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 5. SDGsとの関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 5. 3DGSCの関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 第2章 障がい者の現状 | |
| 1. 総人口の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |
| 2. 障がい者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
| | . • |
| 第3章 障がい福祉に関する意識・意向 | |
| 1. アンケート調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
| 2. アンケート調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | . – |
| 第4章 障がい者福祉計画 | |
| 1. 啓発·広報 ······ | 52 |
| 2. 生活支援 ······ | 54 |
| 3. 生活環境 ······· | 56 |
| 4. 教育·育成······· | 57 |
| 5. 雇用·就業··································· | |
| 6. 保健·医療··································· | |
| 7. 防災・防犯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 7. M.X. M. | 01 |
| 第5章 障がい福祉計画 | |
| 1. 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標 | |
| (1)福祉施設入所から地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 62 |
| (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 63 |
| (3)地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 64 |
| (4)福祉施設利用から一般就労への移行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 65 |
| (5)相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 67 |
| (6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築・・・ | 68 |

| | 2. 障害福祉サービスの事業体系 | 69 |
|----------------|--|-----------|
| | 3. 障害福祉サービスの実績と見込量 | |
| | (1)訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • 71 |
| | (2)日中活動系サービス、訓練系・就労系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ·73 |
| | (3)施設系サービス、居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | •76 |
| | (3)施設系サービス、居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | •77 |
| | 4. 地域生活支援事業の事業体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 5. 地域生活支援事業の実績と見込量 | |
| | (1)理解促進研修·啓発事業··································· | 79 |
| | (2)相談支援事業 | 80 |
| | (3)成年後見制度利用支援事業 ······ | · 81 |
| | (4) 意思疎通支援事業 ···································· | ·82 |
| | (5)日常生活用具給付等事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | (6)手話奉仕員養成研修事業 | |
| | (7)移動支援事業 ······ | ·85 |
| | (8)その他のサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ·86 |
| | | |
| 给 | 5章 障がい児福祉計画 | |
| 为 (| | ~~ |
| | 1. 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 2. 障害児通所支援及び障害児相談支援の事業体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 89 |
| | 3. 障害児通所支援及び障害児相談支援等の実績と見込量 | |
| | (1)障害児通所支援 | 90 |
| | (1)障害児通所支援 ···································· | •92 |
| | | |
| <u>44</u> г | 7 辛・シェアのサング | |
| 书 | 7章 計画の推進 | |
| | 1. 連携の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 93 |
| | 2. 住民・関係機関との協働 | 93 |
| | 3. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 93 |
| | | |
| <i>4</i> > - | +v >/ ilis.i | |
| 参 | 考資料 | |
| | 菰野町障がい者・障がい児福祉計画策定委員会設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 94 |
| | 菰野町障がい者・障がい児福祉計画策定委員会委員名簿 | 95 |
| | 計画策定経過 •••••••••••••••••••••••••••••••••••• | |
| | 提出···································· | 97 |
| | 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | <i>91</i> |
| | 川 | 98 |

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

当町では、平成 30 年3月に「第4次菰野町障がい者福祉計画」、令和3年3月に「第6期菰野町障がい福祉計画」、「第2期菰野町障がい児福祉計画」を策定し、『すべての人が、ささえあう、住みよい福祉のまち 菰野町』を基本理念として、障がい福祉施策の取組を進めてきました。

この間、国においては、平成30年以降、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)や児童福祉法、障害者の雇用の促進等に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という。)を改正し、令和元年には視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、令和3年には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、令和4年には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)が施行され、障がい者施策の充実と多様化が進んでいます。

また、三重県においても、国の動きや、県内の障がいのある人を取り巻く現状と課題 を踏まえ、令和5年度に「みえ障がい者共生社会づくりプラン」が改定されました。

このような国や県の情勢のなかで、本計画は、「第4次菰野町障がい者福祉計画」、「第6期菰野町障がい福祉計画」、「第2期菰野町障がい児福祉計画」が令和5年度末に終了となることから、関連する計画や法令を踏まえて、障がいのある人の地域生活を支える障害福祉サービスの量的にも質的にも一層の充実を図るため、また、当町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものとして策定するものです。

2. 計画の構成・位置づけ

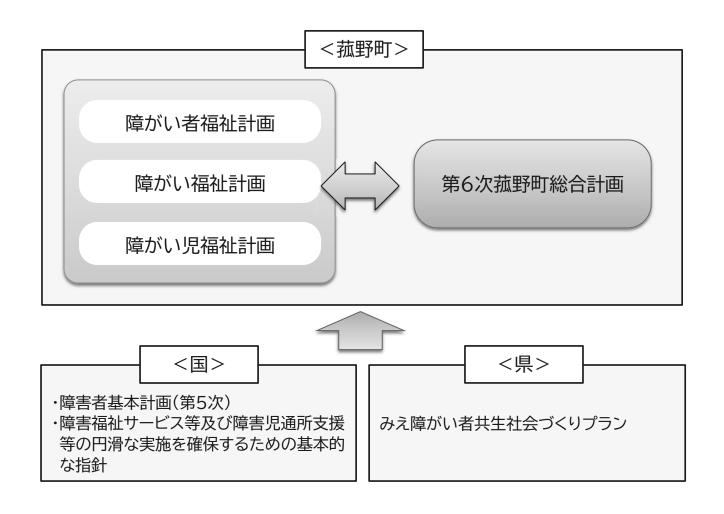
本計画は、「障がい者福祉計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の 3 つの計画で構成されています。

「障がい者福祉計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める計画です。

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づき、障害福祉サービス や地域生活支援事業などにおけるサービス量の見込みと提供体制の確保について定める 計画です。

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく、障がい児の通所支援や相談支援などの提供体制の確保や円滑な実施について定める計画です。

また、本計画は、国及び三重県が策定した関連計画や菰野町が進めるまちづくりの基本 指針である「第6次菰野町総合計画」との整合性に配慮して策定しています。



○障がい者福祉計画の策定根拠法令

障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

○障がい福祉計画の策定根拠法令

障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

○障がい児福祉計画の策定根拠法令

児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

3. 計画の基本理念、施策体系

(1)計画の基本理念

第1次障がい者福祉計画において定められた基本理念が普遍のものであるとして、第2次計画以降においても、共通の基本理念を障がい福祉の行動指針として引き継いできました。

第5次となる本計画においても継続するものとし、

『すべての人が、ささえあう、 住みよい福祉のまち 菰野町』

を基本理念として計画を推進していきます。

障がいのある人もない人も共に社会を構成し、一人ひとりがかけがえのない存在であるとの認識から、障がいをもつ人が人生のすべての段階において能力を最大限に発揮することをめざすリハビリテーションの理念と、家庭や地域において障がいのない人と同様に生活し活動できるノーマライゼーションの理念を踏まえつつ、人間としての尊厳が重んじられる「完全参加と平等」の社会を実現することをめざします。

(2)計画の施策体系

基本理念の実現に向け取り組む施策の体系については、大枠としては第 4 次計画の施 策体系を踏襲しつつも、障がい福祉関連の法令等の施行状況などを踏まえ、下記の 2 つ の項目について位置づけ及び項目名の見直しを行うこととします。

- 令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、年齢や障がいの有無等に関係なく、誰もが円滑に情報を取得・利用するとともに、その意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるようにすることが求められています。
- ⇒ それらのことから、3. 生活環境の(3)について、「(3)情報アクセシビリティ・意思疎 **通支援の向上**」の項目名に変更します。
- 近い将来において東南海地震をはじめとした地震災害の発生が予測されるとともに、近年の気候変動傾向に伴う大雨や集中豪雨などによる洪水の発生など、身近に迫った災害への対策が急務となっています。一方、令和3年5月には災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、障がい者を含めた、いわゆる災害弱者の方々に対して、自治会等地域団体、民生委員・児童委員の協力のもと、連携して計画を作成し災害時の避難支援等の実効性を高めていくことが求められています。また、障がいのある人を消費者被害や犯罪被害から守るため、消費者トラブルの防止や防犯対策に向けた取組を推進することも重要となっています。
- ⇒ それらのことから、「**7. 防災・防犯**」の項目を位置づけます。

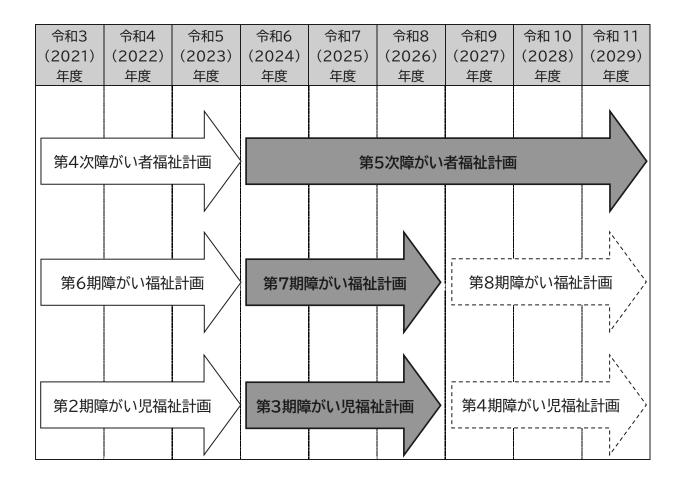
【施策体系】



4. 計画の期間

本計画は「障がい者福祉計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の 3 つの計画 から構成されますが、それぞれの計画の計画期間について、「障がい者福祉計画」は令和6 年度から令和11 年度までの6年間、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。



5. SDGsとの関連

国際連合が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」では、「誰一人取り残さない」ことを理念とし、持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざして、2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 のターゲットが提示されています。

こうした「持続可能性」や「多様性、包摂性」といった視点を本計画の理念や施策に反映し、関連するSDGsの目標達成に寄与するため、障がいのある人の自立や社会参加の支援等具体的な取組を進めていきます。



第2章 障がい者の現状

第2章 障がい者の現状

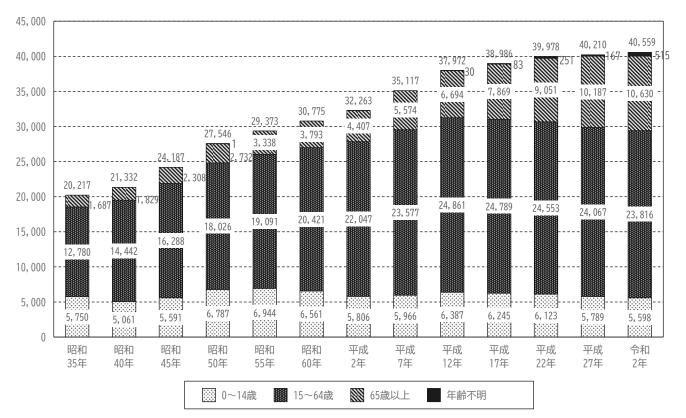
1. 総人口の推移

当町の人口は、令和2年国勢調査で 40,559 人となっており、平成 12 年度頃までのような急激な人口増加ではないものの、増加傾向は続いています。

年齢別でみると、65 歳以上の人は、令和2年国勢調査で 10,630 人となっており、 26.2%となっています。

■年齢別人口の推移

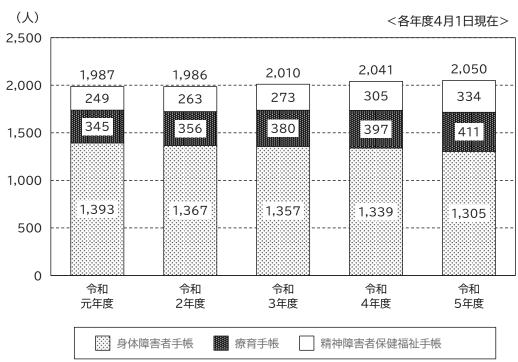
(単位:人)



資料:国勢調査

2. 障がい者数の推移

当町の障がい者の総数は、令和5年度時点で 2,050 人となっています。令和2年度まではほぼ横ばい傾向にありましたが、令和3年度以降は若干増加し 2,000 人を超えています。



① 身体障がい者(身体障害者手帳)

身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあり、令和元年度から令和5年度の5年間で 88人減少しています。

②知的障がい者(療育手帳)

療育手帳の所持者数は増加傾向にあり、令和元年度から令和5年度の5年間で66人増加しています。

③精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳)

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあり、令和元年度から令和5年度の5年間で85人増加しています。

第3章 障がい福祉に関する意識・意向

第3章

| 障がい福祉に関する意識・意向

1. アンケート調査の概要

(1)調査の目的

本計画の策定にあたり、障がいのある方々の生活実態や施策への要望など、障がい者 福祉に対する意向等を把握し、計画策定のための基礎資料とするためにアンケート調査を 実施しました。

(2)調査の方法

①調査対象地域 菰野町全域

②調査対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

(令和5年8月1日現在)

③調査期間 令和5年8月

④調査方法 調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査

および Web 調査

(3)配布・回収数

| 発送数 (A) | i | 育工票 回収数 有効回収数 (B) | 白紙回答 | WEB 回答 (C) | 有効 回収数 (D=B+C) | 有効 回収率 (D/A) |
|------------|-----|-------------------------|------|---------------|----------------------|--------------------|
| 1, 892 | 743 | 742 | 1 | 157 | 899 | 47.5% |

(4)注意事項

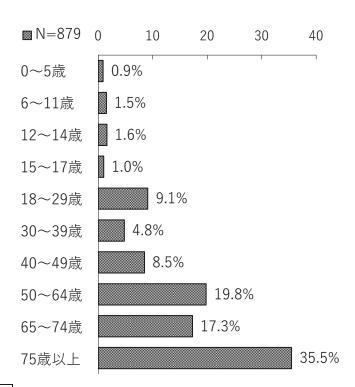
- ① 身体障害者手帳保持者を「身体障がい」、療育手帳所持者を「知的障がい」、精神障害者保健福祉手帳所持者を「精神障がい」と表しています。
- ② グラフおよび表中のN数(number of case)は、「無回答」や「不明」を除く回答者数を表しています。
- ③ 複数の障がい種に該当している方がいるため、全体のN数と障がい種別のクロス集計のN数は同数とはなりません。

2. アンケート調査結果

1 障がいのある方(ご本人)のことについて

あなたの年齢をお答えください。〔数値回答〕

年齢は、「75歳以上」が35.5%で最も高く、「50~64歳」が19.8%、「65~74歳」が17.3%で続いています。



| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|---------|-------|-------|-------|
| N | 585 | 199 | 127 |
| 0~5歳 | 1 | 3.5% | 0.8% |
| 6~11 歳 | 0.3% | 5.5% | 0.8% |
| 12~14 歳 | 0.9% | 5.0% | ı |
| 15~17 歳 | 0.3% | 2.5% | 1.6% |
| 18~29 歳 | 2.9% | 26.1% | 13.4% |
| 30~39 歳 | 2.2% | 7.5% | 13.4% |
| 40~49 歳 | 4.4% | 14.1% | 19.7% |
| 50~64 歳 | 14.5% | 28.1% | 36.2% |
| 65~74 歳 | 23.6% | 3.0% | 7.9% |
| 75 歳以上 | 50.8% | 4.5% | 6.3% |

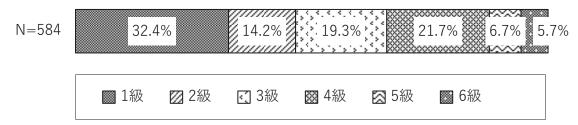
あなたがお持ちの「障害者手帳」の種類と「等級」をそれぞれお答えください。〔複数回答〕

「障害者手帳」の種類については、「身体障害者手帳」が 67.7%で最も高く、「療育手帳」が 22.8%、「精神障害者保健福祉手帳」が 14.6%で続いています。

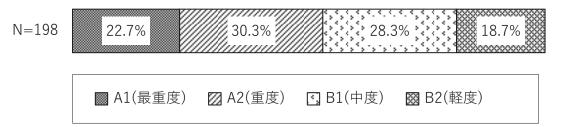
等級については、「身体障害者手帳」では「1級」が32.4%で最も高く、「4級」が21.7%、「3級」が19.3%で続いています。「療育手帳」では「A2(重度)」が30.3%で最も高く、「B1(中度)」が28.3%、「A1(最重度)」が22.7%で続いています。「精神障害者保健福祉手帳」では「2級」が59.1%で最も高く、「3級」が31.5%、「1級」が9.4%で続いています。



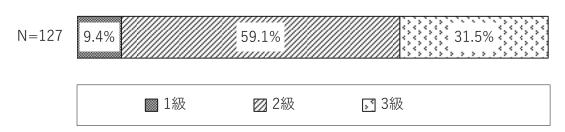
○身体障害者手帳 等級



○療育手帳 等級



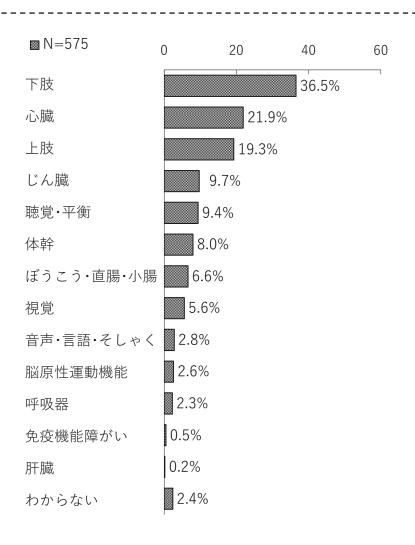
○精神障害者保健福祉手帳 等級



「身体障害者手帳」を選んだ方

あなたの身体障害者手帳に記載されている障がい名をお答えください。〔複数回答〕

身体障がいの部位については、「下肢」が 36.5%で最も高く、「心臓」が 21.9%、「上肢」が 19.3% で続いています。



あなたは、障害支援区分の認定を受けていますか。〔択一回答〕

障害支援区分の認定については、「受けていない」が 67.8%を占めています。認定を「受けている」のは約3人に1人となっています。



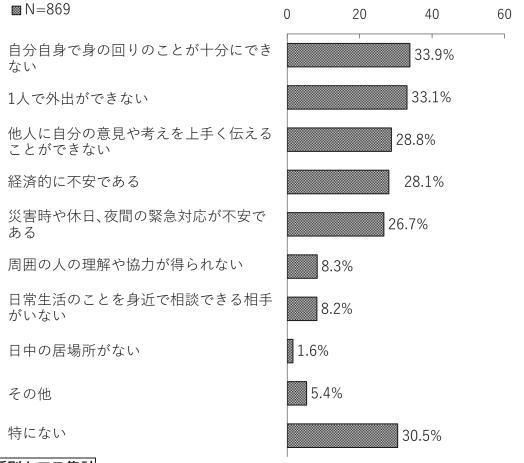
| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|--------|-------|-------|-------|
| N | 492 | 176 | 117 |
| 受けている | 25.4% | 63.1% | 30.8% |
| 受けていない | 74.6% | 36.9% | 69.2% |

2 日常の困りごとや相談について

あなたが、日常生活について現在困っている事は何ですか。〔複数回答〕

日常生活について現在困っている事としては、「自分自身で身の回りのことが十分にできない」が 33.9%で最も高く、「1 人で外出ができない」が 33.1%、「他人に自分の意見や考えを上手く伝えることができない」が 28.8%で続いています。

一方、「特にない」は30.5%となっています。



| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|---------------------------|-------|-------|-------|
| N | 565 | 197 | 125 |
| 自分自身で身の回りのことが十分にできない | 30.1% | 50.8% | 32.8% |
| 1人で外出ができない | 29.9% | 56.3% | 20.0% |
| 他人に自分の意見や考えを上手く伝えることができない | 13.3% | 66.0% | 49.6% |
| 経済的に不安である | 23.5% | 19.8% | 59.2% |
| 災害時や休日、夜間の緊急対応が不安である | 27.3% | 28.4% | 31.2% |
| 周囲の人の理解や協力が得られない | 5.0% | 8.6% | 23.2% |
| 日常生活のことを身近で相談できる相手がいない | 5.8% | 6.6% | 22.4% |
| 日中の居場所がない | 0.9% | 2.0% | 5.6% |
| その他 | 5.5% | 4.1% | 9.6% |
| 特にない | 36.1% | 18.8% | 14.4% |

3 お住まい・生計について

あなたの生活費は、おもに誰の収入でまかなわれていますか。〔択一回答〕

生活費については、「あなたの収入」が 46.1%で最も高く、「あなたとあなた以外の収入」が 27.8%、「あなた以外の収入」が 26.1%で続いています。

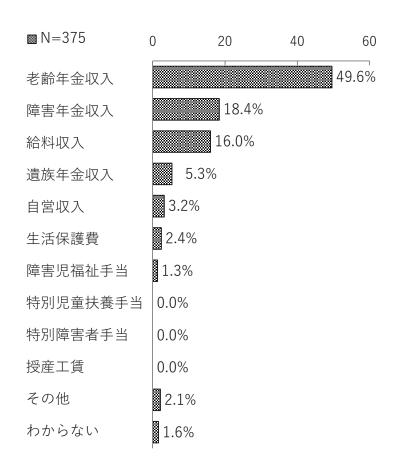
N=867 46.1% 26.1% 27.8% 27.

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|--------------|-------|-------|-------|
| N | 564 | 196 | 126 |
| あなたの収入 | 54.4% | 29.1% | 33.3% |
| あなた以外の収入 | 17.0% | 49.0% | 34.1% |
| あなたとあなた以外の収入 | 28.5% | 21.9% | 32.5% |

「あなたの収入」を選んだ方

最も多く得ている収入の種類は何ですか。〔択一回答〕

最も多く得ている収入の種類については、「老齢年金収入」が 49.6%で最も高く、「障害年金収入」が 18.4%、「給料収入」が 16.0%で続いています。



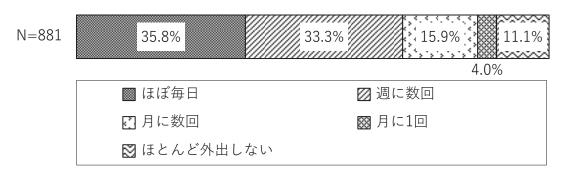
| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|----------|--------|-------|-------|
| N | 286 | 51 | 41 |
| 老齢年金収入 | 59.1% | 7.8% | 12.2% |
| 障害年金収入 | 9.8% | 64.7% | 43.9% |
| 給料収入 | 14. 7% | 15.7% | 29.3% |
| 遺族年金収入 | 6.3% | ı | 4.9% |
| 自営収入 | 4. 2% | ı | 1 |
| 生活保護費 | 2.8% | ı | 1 |
| 障害児福祉手当 | _ | 9.8% | 1 |
| 特別児童扶養手当 | _ | ı | _ |
| 特別障害者手当 | _ | ı | _ |
| 授産工賃 | _ | ı | 1 |
| その他 | 1.7% | - | 9.8% |
| わからない | 1.4% | 2.0% | _ |

4 外出状況について

あなたの外出回数はどのくらいですか。〔択一回答〕

外出回数については、「ほぼ毎日」が 35.8%で最も高く、「週に数回」が 33.3%、「月に数回」が 15.9%で続いています。

一方、「ほとんど外出しない」は 11.1%となっています。

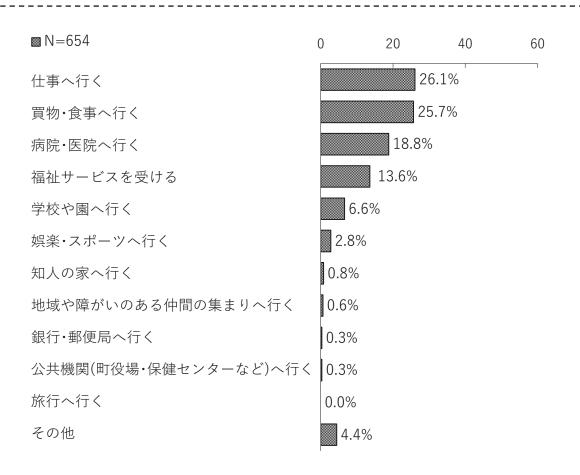


| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|-----------|-------|-------|-------|
| N | 573 | 198 | 126 |
| ほぼ毎日 | 29.7% | 54.5% | 40.5% |
| 週に数回 | 40.0% | 13.6% | 33.3% |
| 月に数回 | 16.2% | 13.1% | 14.3% |
| 月に1回 | 2.8% | 10.1% | 2.4% |
| ほとんど外出しない | 11.3% | 8.6% | 9.5% |

問11で「ほぼ毎日」「週に数回」「月に数回」「月に1回」を選んだ方

最も外出回数が多い外出の目的は何ですか。〔択一回答〕

最も多い外出の目的については、「仕事へ行く」が 26.1%で最も高く、「買物・食事へ行く」が 25.7%、「病院・医院へ行く」が 18.8%で続いています。

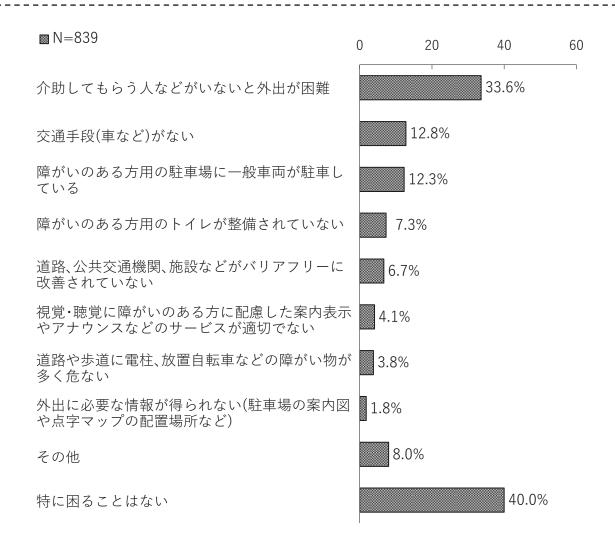


| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| N | 415 | 157 | 95 |
| 仕事へ行く | 18.3% | 40.8% | 36.8% |
| 買物・食事へ行く | 27.5% | 16.6% | 26.3% |
| 病院・医院へ行く | 24.8% | 3.2% | 15.8% |
| 福祉サービスを受ける | 14.9% | 17.8% | 8.4% |
| 学校や園へ行く | 2.9% | 17.8% | 4.2% |
| 娯楽・スポーツへ行く | 3.6% | 1.3% | - |
| 知人の家へ行く | 1.0% | _ | - |
| 地域や障がいのある仲間の集まりへ行く | 1.0% | 0.6% | - |
| 銀行・郵便局へ行く | 0.5% | _ | ı |
| 公共機関(町役場・保健センターなど)へ行く | 0.5% | - | - |
| 旅行へ行く | _ | _ | - |
| その他 | 5.1% | 1.9% | 8.4% |

あなたが外出する際に困ること、および問題があるため外出が難しくなっていることは何ですか。 〔複数回答〕

外出する際に困ること、および問題があるため外出が難しくなっていることについては、「特に困ることはない」が 40.0%で最も高くなっています。

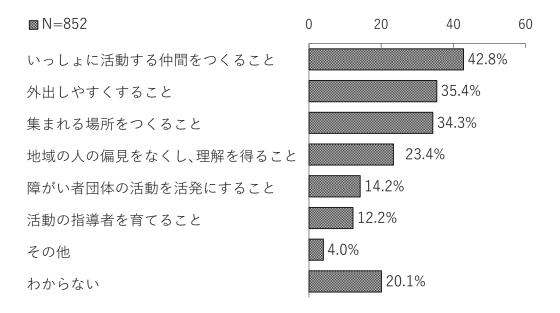
困ること、外出が難しくなっていることとしては、「介助してもらう人などがいないと外出が困難」が33.6%で最も高く、「交通手段(車など)がない」が12.8%、「障がいのある方用の駐車場に一般車両が駐車している」が12.3%で続いています。



| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|---|-------|-------|-------|
| N | 541 | 194 | 123 |
| 介助してもらう人などがいないと外出が困難 | 30.3% | 57.7% | 17.1% |
| 交通手段(車など)がない | 12.0% | 13.9% | 14.6% |
| 障がいのある方用の駐車場に一般車両が駐車している | 17.6% | 3.6% | 4.9% |
| 障がいのある方用のトイレが整備されていない | 9.1% | 6.2% | 4.1% |
| 道路、公共交通機関、施設などがバリアフリーに改善されていない | 8.7% | 4.1% | 5.7% |
| 視覚・聴覚に障がいのある方に配慮した案内表示やアナウンスな どのサービスが適切でない | 5.7% | 0.5% | 0.8% |
| 道路や歩道に電柱、放置自転車などの障がい物が多く危ない | 4.8% | 1.5% | 5.7% |
| 外出に必要な情報が得られない(駐車場の案内図や点字マップの 配置場所など) | 2.0% | 1.0% | 2.4% |
| その他 | 5.7% | 6.2% | 18.7% |
| 特に困ることはない | 40.7% | 27.8% | 52.8% |

障がいのある方のひきこもりを防ぎ、社会参加を促すために、どのようなことが重要だと思いますか。 [複数回答(3つ)]

ひきこもりを防ぎ、社会参加を促すために重要なことについては、「いっしょに活動する仲間をつくること」が 42.8%で最も高く、「外出しやすくすること」が 35.4%、「集まれる場所をつくること」が 34.3%で続いています。



| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|---------------------|-------|-------|-------|
| N | 552 | 195 | 125 |
| いっしょに活動する仲間をつくること | 41.7% | 46.7% | 42.4% |
| 外出しやすくすること | 36.6% | 31.3% | 38.4% |
| 集まれる場所をつくること | 36.1% | 33.3% | 32.0% |
| 地域の人の偏見をなくし、理解を得ること | 19.4% | 24.6% | 41.6% |
| 障がい者団体の活動を活発にすること | 12.3% | 21.0% | 15.2% |
| 活動の指導者を育てること | 12.1% | 13.8% | 8.8% |
| その他 | 3.6% | 3.6% | 5.6% |
| わからない | 19.6% | 21.0% | 20.8% |

5 就労・就学について

あなたは現在、仕事(ここでは作業所への通所も含みます)をしていますか。〔択一回答〕

就労状況については、「以前は仕事をしていたが今は仕事をしていない」が 48.0%で最も高く、「仕事をしている(障がい者施設・作業所以外)」が 18.6%、「仕事をしている(障がい者施設・作業所などへの通所)」が 17.0%で続いています。

N=823



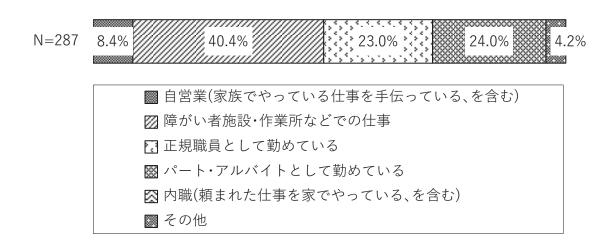
- 仕事をしている(障がい者施設・作業所などへの通所)
- ☑ 仕事をしている(障がい者施設・作業所以外)
- □ 以前は仕事をしていたが今は仕事をしていない
- 図これまでに仕事をしたことがない

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|---------------------------|-------|-------|-------|
| N | 522 | 193 | 125 |
| 仕事をしている(障がい者施設・作業所などへの通所) | 6.9% | 49.7% | 18.4% |
| 仕事をしている(障がい者施設・作業所以外) | 18.8% | 15.5% | 20.0% |
| 以前は仕事をしていたが今は仕事をしていない | 60.5% | 7.8% | 45.6% |
| これまでに仕事をしたことがない | 13.8% | 26.9% | 16.0% |

「仕事をしている(障がい者施設・作業所などへの通所)」「仕事をしている(障がい者施設・作業所以外)」を選んだ方

現在している仕事は何ですか。〔択一回答〕

現在している仕事については、「障がい者施設・作業所などでの仕事」が 40.4%で最も高く、「パート・アルバイトとして勤めている」が 24.0%、「正規職員として勤めている」が 23.0%で続いています。

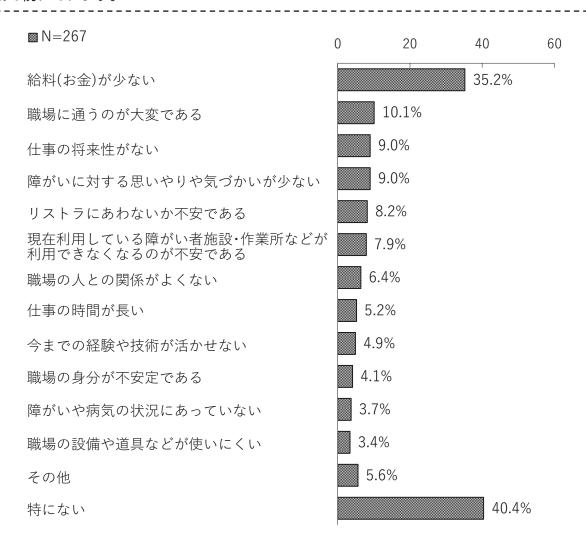


| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|----------------------------|-------|-------|-------|
| N | 128 | 126 | 48 |
| 自営業(家族でやっている仕事を手伝っている、を含む) | 16.4% | 1.6% | 2.1% |
| 障がい者施設・作業所などでの仕事 | 15.6% | 73.0% | 35.4% |
| 正規職員として勤めている | 39.1% | 5.6% | 20.8% |
| パート・アルバイトとして勤めている | 23.4% | 15.9% | 39.6% |
| 内職(頼まれた仕事を家でやっている、を含む) | - | - | - |
| その他 | 5.5% | 4.0% | 2.1% |

「仕事をしている(障がい者施設・作業所などへの通所)」「仕事をしている(障がい者施設・作業所以外)」を選んだ方

現在している仕事について不安や不満はありますか。〔複数回答(3つ)〕

現在している仕事についての不安や不満は、「特にない」が 40.4%で最も高くなっています。 不安や不満なこととしては、「給料(お金)が少ない」が 35.2%で最も高く、「職場に通うのが大変 である」が 10.1%、「仕事の将来性がない」、「障がいに対する思いやりや気づかいが少ない」が 9.0%で続いています。



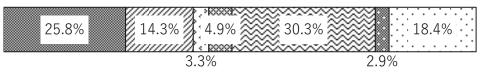
| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|---------------------------------------|-------|-------|-------|
| N | 122 | 115 | 45 |
| 給料(お金)が少ない | 27.0% | 40.0% | 44.4% |
| 職場に通うのが大変である | 7.4% | 8.7% | 20.0% |
| 仕事の将来性がない | 9.8% | 6.1% | 13.3% |
| 障がいに対する思いやりや気づかいが少ない | 12.3% | 1.7% | 17.8% |
| リストラにあわないか不安である | 6.6% | 5. 2% | 15.6% |
| 現在利用している障がい者施設・作業所などが利用できなく なるのが不安である | 5.7% | 11.3% | 8.9% |
| 職場の人との関係がよくない | 2.5% | 2.6% | 24.4% |
| 仕事の時間が長い | 7.4% | 0.9% | 8.9% |
| 今までの経験や技術が活かせない | 6.6% | - | 11.1% |
| 職場の身分が不安定である | 6.6% | 1.7% | 4.4% |
| 障がいや病気の状況にあっていない | 3.3% | - | 13.3% |
| 職場の設備や道具などが使いにくい | 7.4% | - | - |
| その他 | 4.1% | 7.8% | 4.4% |
| 特にない | 46.7% | 47.0% | 13.3% |

「仕事をしている(障がい者施設・作業所などへの通所)」「仕事をしている(障がい者施設・作業所以外)」を選んだ方

今後の仕事についてどのようにお考えですか。〔択一回答〕

今後の仕事については、「障がい者施設・作業所などで働きたい」が 30.3%で最も高く、「正規職員として働きたい」が 25.8%、「その他」が 18.4%で続いています。

N = 244



- 正規職員として働きたい
- □ パート・アルバイトとして働きたい
- □ 自営業をしたい(家族でやっている仕事を手伝いたい、を含む)
- 図 自分の家で仕事をしたい
- ☆ 障がい者施設・作業所などで働きたい
- 仕事をするための訓練を受けたい
- こその他

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|-------------------------------|-------|-------|-------|
| N | 107 | 109 | 42 |
| 正規職員として働きたい | 29.0% | 16.5% | 35.7% |
| パート・アルバイトとして働きたい | 18.7% | 5.5% | 21.4% |
| 自営業をしたい(家族でやっている仕事を手伝いたい、を含む) | 5.6% | 1.8% | - |
| 自分の家で仕事をしたい | 7.5% | 0.9% | 7.1% |
| 障がい者施設・作業所などで働きたい | 8.4% | 59.6% | 16.7% |
| 仕事をするための訓練を受けたい | _ | 5.5% | 2.4% |
| その他 | 30.8% | 10.1% | 16.7% |

「以前は仕事をしていたが今は仕事をしていない」「これまでに仕事をしたことがない」を選ん だ方

あなたは現在何をしていますか。〔択一回答〕

現在については、「いずれにも該当せず自宅にいる」が 61.4%で最も高く、「デイサービスやサロンに通所している」が 15.2%、「福祉施設に入所している・病院に入院している」が 11.5%で続いています。

0.4%
N=461 10.4% 11.5% 15.2% 61.4%
1.1%

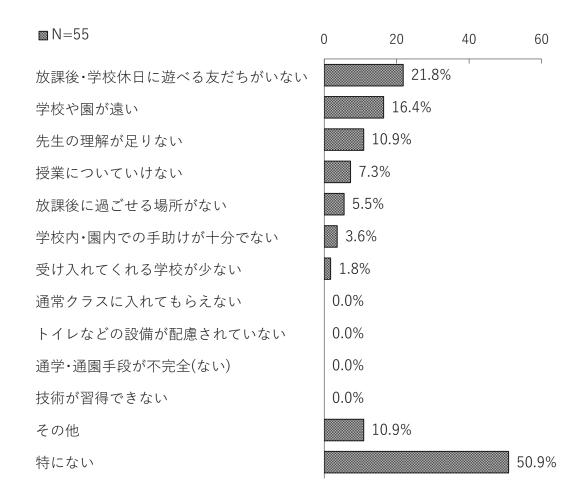
| 学校、幼稚園・保育園・こども園に通学・通園している | で書児通園施設に通園している | 職業の訓練をしている | 福祉施設に入所している | 流で、対している | ボイサービスやサロンに通所している | ボイサービスやサロンに通所している | いずれにも該当せず自宅にいる

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|---------------------------|-------|--------|-------|
| N | 334 | 58 | 70 |
| 学校、幼稚園・保育園・こども園に通学・通園している | 3.3% | 55. 2% | 8.6% |
| 障害児通園施設に通園している | _ | 3.4% | 1.4% |
| 職業の訓練をしている | 0.3% | - | 5.7% |
| 福祉施設に入所している・病院に入院している | 10.2% | 20.7% | 11.4% |
| デイサービスやサロンに通所している | 20.1% | 10.3% | 2.9% |
| いずれにも該当せず自宅にいる | 66.2% | 10.3% | 70.0% |

「学校、幼稚園・保育園・こども園に通学・通園している」「障害児通園施設に通園している」「職業の訓練をしている」を選んだ方

困っていることは何かありますか。〔複数回答(3つ)〕

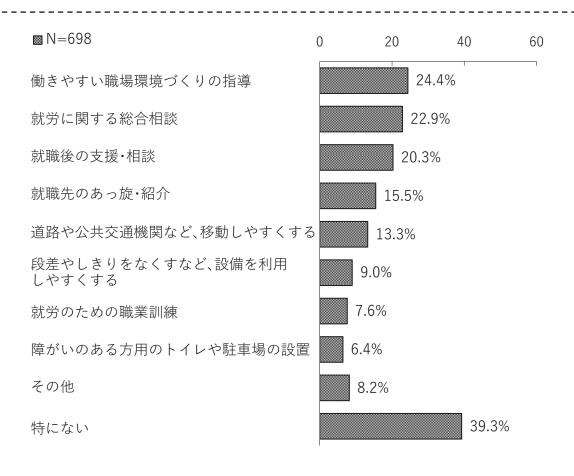
困っていることについては、「特にない」が 50.9%で最も高く、次いで「放課後・学校休日に遊べる友だちがいない」が 21.8%、「学校や園が遠い」が 16.4%、「先生の理解が足りない」が 10.9%となっています。



あなたが就労をしたり働き続けるためには、どのような支援が必要だと思いますか。 〔複数回答(3つ)〕

就労をしたり働き続けるために必要な支援については、「特にない」が 39.3%で最も高くなっています。

必要な支援としては、「働きやすい職場環境づくりの指導」が 24.4%で最も高く、「就労に関する総合相談」が 22.9%、「就職後の支援・相談」が 20.3%で続いています。



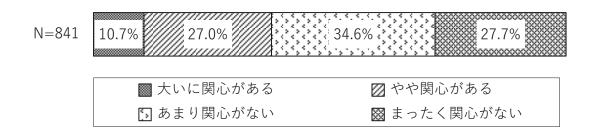
| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|--------------------------|-------|-------|-------|
| N | 419 | 179 | 114 |
| 働きやすい職場環境づくりの指導 | 13.4% | 40.8% | 41.2% |
| 就労に関する総合相談 | 16.2% | 27.9% | 38.6% |
| 就職後の支援・相談 | 10.5% | 33.5% | 36.0% |
| 就職先のあっ旋・紹介 | 10.5% | 16.8% | 31.6% |
| 道路や公共交通機関など、移動しやすくする | 13.8% | 14.5% | 7.9% |
| 段差やしきりをなくすなど、設備を利用しやすくする | 11.0% | 6.7% | 4.4% |
| 就労のための職業訓練 | 3.3% | 16.2% | 9.6% |
| 障がいのある方用のトイレや駐車場の設置 | 8.6% | 3.9% | 3.5% |
| その他 | 8.6% | 8.9% | 7.9% |
| 特にない | 51.1% | 20.1% | 25.4% |

6 農業と福祉の連携について

菰野町は農業が盛んな地域ですが、あなたは農業に関心がありますか。〔択一回答〕

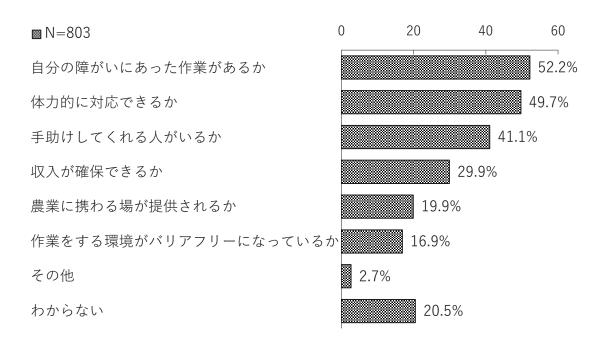
『関心がある』と回答した人は、「大いに関心がある」(10.7%) と「やや関心がある」(27.0%) を合わせて約4割(37.7%)となっています。

一方、『関心がない』と回答した人は、「あまり関心がない」(34.6%)と「まったく関心がない」(27.7%)を合わせて約6割(62.3%)となっており、『関心がない』が『関心がある』を上回っています。



障がいのある方が農業に携わっていくとした場合、どのようなことが課題になると思いますか。 〔複数回答〕

障がいのある方が農業に携わる場合の課題については、「自分の障がいにあった作業があるか」が 52.2%で最も高く、「体力的に対応できるか」が 49.7%、「手助けしてくれる人がいるか」が 41.1%で続いています。

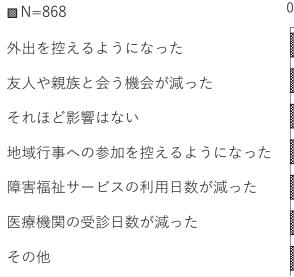


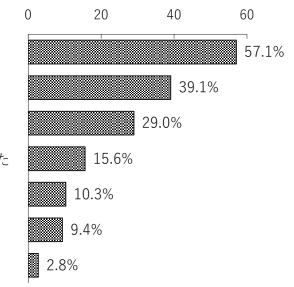
| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| N | 505 | 192 | 122 |
| 自分の障がいにあった作業があるか | 49.9% | 60.9% | 50.8% |
| 体力的に対応できるか | 50.7% | 37.5% | 66.4% |
| 手助けしてくれる人がいるか | 35.0% | 57.3% | 46.7% |
| 収入が確保できるか | 25.3% | 32.3% | 48.4% |
| 農業に携わる場が提供されるか | 20.6% | 18.8% | 26.2% |
| 作業をする環境がバリアフリーになっているか | 18.6% | 13.5% | 19.7% |
| その他 | 3.4% | 1.6% | 2.5% |
| わからない | 20.8% | 22.9% | 16.4% |

7 新型コロナウイルス感染症の影響について

あなたは、新型コロナウイルス感染症の流行によって、ふだんの行動にどのような影響がありましたか。 [複数回答]

新型コロナウィルス感染症の流行によるふだんの行動への影響については、「外出を控えるようになった」が 57.1%で最も高く、「友人や親族と会う機会が減った」が 39.1%、「それほど影響はない」が 29.0%で続いています。



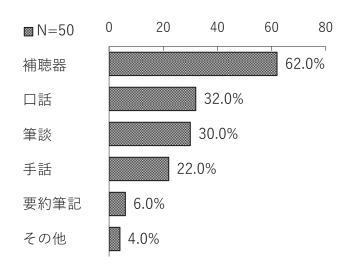


| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|--------------------|--------|-------|-------|
| N | 563 | 195 | 123 |
| 外出を控えるようになった | 55. 2% | 66.7% | 48.0% |
| 友人や親族と会う機会が減った | 40.1% | 39.5% | 35.0% |
| それほど影響はない | 29.7% | 24.6% | 34.1% |
| 地域行事への参加を控えるようになった | 13.0% | 31.8% | 5.7% |
| 障害福祉サービスの利用日数が減った | 10.1% | 13.8% | 8.9% |
| 医療機関の受診日数が減った | 7.6% | 13.8% | 11.4% |
| その他 | 3.6% | - | 2.4% |

8 聴覚障がいのある方への質問

日常のコミュニケーション手段についてお答えください。〔複数回答〕

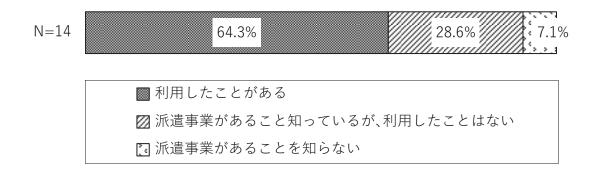
日常のコミュニケーション手段については、「補聴器」が 62.0%で最も高く、「口話」が 32.0%、「筆談」が 30.0%で続いています。



「手話」「要約筆記」を選んだ方

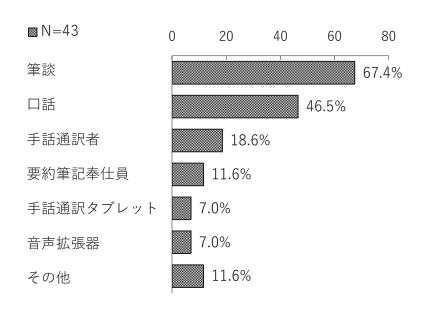
手話通訳者派遣事業または要約筆記奉仕員派遣事業を利用したことがありますか。
〔択一回答〕

手話通訳者派遣事業または要約筆記奉仕員派遣事業の利用状況については、「利用したことがある」が 64.3%で最も高く、「派遣事業があること知っているが、利用したことはない」が 28.6%、「派遣事業があることを知らない」が 7.1%で続いています。



役場窓口で利用したいコミュニケーション手段をお答えください〔複数回答〕

役場窓口で利用したいコミュニケーション手段については、「筆談」が 67.4%で最も高く、「口話」が 46.5%、「手話通訳者」が 18.6%で続いています。



9 災害時のことについて

火事や地震などの災害が起きた場合に、家族や近所の人などあなたを支援してくれる人はいますか。〔択一回答〕

災害が起きた場合に支援してくれる人がいるかどうかについては、「家族が支援してくれる」が71.2%で最も高く、「その他」が13.5%で続いています。

一方、「支援してくれる人はいない」は8.9%となっています。

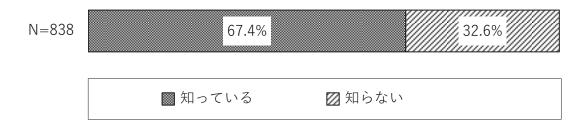


障がい種別クロス集計

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|--------------|-------|-------|-------|
| N | 532 | 189 | 120 |
| 家族が支援してくれる | 74.6% | 63.5% | 69.2% |
| 近所の人が支援してくれる | 7.7% | 3.7% | 4. 2% |
| 支援してくれる人はいない | 8.6% | 2.6% | 21.7% |
| その他 | 9.0% | 30.2% | 5.0% |

あなたは、一次避難所を知っていますか。〔択一回答〕

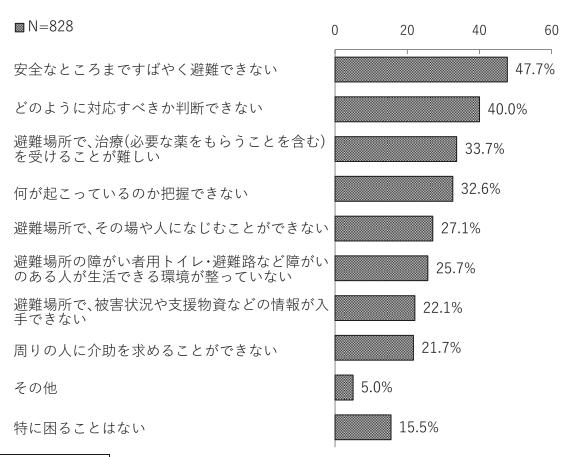
一次避難所の認知状況については、「知っている」が約7割(67.4%)を占めています。



| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|-------|-------|-------|-------|
| N | 539 | 190 | 120 |
| 知っている | 75.5% | 42.6% | 60.0% |
| 知らない | 24.5% | 57.4% | 40.0% |

火事や地震などの災害が発生したときに、あなたはどのようなことが困ると思いますか。 〔複数回答〕

災害が発生したときに困ることについては、「安全なところまですばやく避難できない」が47.7%で最も高く、「どのように対応すべきか判断できない」が40.0%、「避難場所で、治療(必要な薬をもらうことを含む)を受けることが難しい」が33.7%で続いています。



| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|---|-------|-------|-------|
| N | 528 | 193 | 119 |
| 安全なところまですばやく避難できない | 49.8% | 53.9% | 37.8% |
| どのように対応すべきか判断できない | 25.9% | 76.7% | 56.3% |
| 避難場所で、治療(必要な薬をもらうことを含む)を受けることが難しい | 31.6% | 33.7% | 50.4% |
| 何が起こっているのか把握できない | 24.8% | 65.8% | 28.6% |
| 避難場所で、その場や人になじむことができない | 12.9% | 53.9% | 58.0% |
| 避難場所の障がい者用トイレ・避難路など障がいのある人が 生活できる環境が整っていない | 31.6% | 23.8% | 16.0% |
| 避難場所で、被害状況や支援物資などの情報が入手できない | 15.5% | 43.5% | 29.4% |
| 周りの人に介助を求めることができない | 12.7% | 50.3% | 28.6% |
| その他 | 4.4% | 4.1% | 7.6% |
| 特に困ることはない | 18.9% | 6.7% | 7.6% |

10 障がいのある方への正しい理解について

あなたは、障がいのある方に対する住民の理解について、どのように感じていますか。 〔択一回答〕

障がいのある方に対する住民の理解については、「かなり深まったと思う」(3.5%)と「ある程度深まったと思う」(18.9%)を合わせた『深まったと思う』は約2割(22.4%)となっています。 一方、「あまり深まっていないと思う」(18.4%)と「まったく深まっていないと思う」(7.5%)を合わせた『深まっていないと思う』は3割弱(25.9%)となっています。

N=835 18.9% 18.4% 7.5% 18.0% 33.7% 3.5% 3.5% □ かなり深まったと思う □ ある程度深まったと思う □ あまり深まっていないと思う □ まったく深まっていないと思う □ どちらとも言えない □ わからない

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|----------------|-------|-------|-------|
| N | 536 | 193 | 120 |
| かなり深まったと思う | 3.7% | 3.1% | 2.5% |
| ある程度深まったと思う | 21.8% | 15.5% | 12.5% |
| あまり深まっていないと思う | 16.8% | 18.7% | 25.8% |
| まったく深まっていないと思う | 6.7% | 9.3% | 11.7% |
| どちらとも言えない | 19.2% | 19.7% | 12.5% |
| わからない | 31.7% | 33.7% | 35.0% |

あなたは、日常生活で、障がいがあるためにいやな思いをしたり、差別を受けたことがありますか。 〔択一回答〕

障がいがあるためにいやな思いをしたり、差別を受けたことが「よくある」は 4.0%、「時々ある」は 15.9%、「何度かある」は 13.8%と、合わせて『ある』は約3割(33.7%)となっています。 一方、「まったくない」は 66.4%となっています。



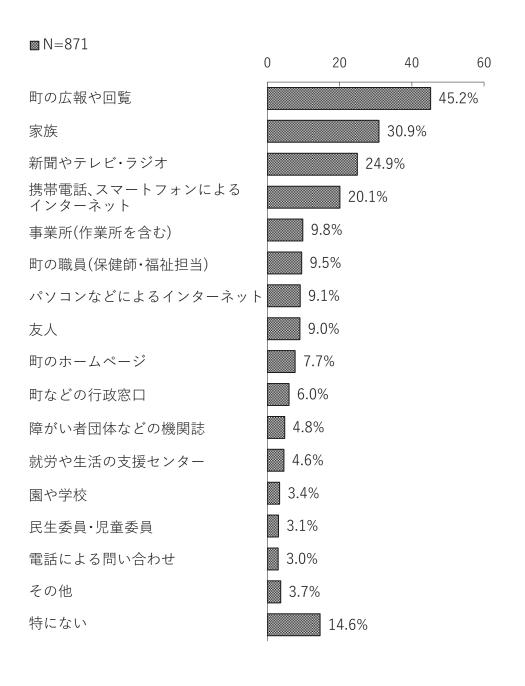
| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|--------|-------|-------|-------|
| N | 517 | 181 | 119 |
| よくある | 1.9% | 6.6% | 10.1% |
| 時々ある | 12.4% | 23.2% | 21.0% |
| 何度かある | 11.2% | 16.0% | 22.7% |
| まったくない | 74.5% | 54.1% | 46.2% |

11 情報収集手段について

あなたは現在、どのような手段で福祉などの情報を得ていますか。〔複数回答〕

福祉などの情報収集手段については、「町の広報や回覧」が 45.2%で最も高く、「家族」が 30.9%、「新聞やテレビ・ラジオ」が 24.9%で続いています。

一方、「特にない」は 14.6%となっています。



| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|------------------------|-------|-------|-------|
| N | 571 | 188 | 125 |
| 町の広報や回覧 | 53.2% | 24.5% | 30.4% |
| 家族 | 33.5% | 31.9% | 27.2% |
| 新聞やテレビ・ラジオ | 30.6% | 11.2% | 18.4% |
| 携帯電話、スマートフォンによるインターネット | 20.0% | 15.4% | 26.4% |
| 事業所(作業所を含む) | 3.3% | 31.9% | 13.6% |
| 町の職員(保健師・福祉担当) | 10.5% | 10.1% | 6.4% |
| パソコンなどによるインターネット | 8.6% | 2.1% | 20.8% |
| 友人 | 10.9% | 4.3% | 7.2% |
| 町のホームページ | 8.8% | 3.2% | 8.0% |
| 町などの行政窓口 | 7.2% | 3.7% | 4.0% |
| 障がい者団体などの機関誌 | 5.1% | 4.8% | 3.2% |
| 就労や生活の支援センター | 3.3% | 5.3% | 9.6% |
| 園や学校 | 1.6% | 11.2% | 1.6% |
| 民生委員·児童委員 | 4.4% | 1.1% | 1.6% |
| 電話による問い合わせ | 3.7% | _ | 4.0% |
| その他 | 3.7% | 2.1% | 4.8% |
| 特にない | 13.1% | 19.1% | 17.6% |

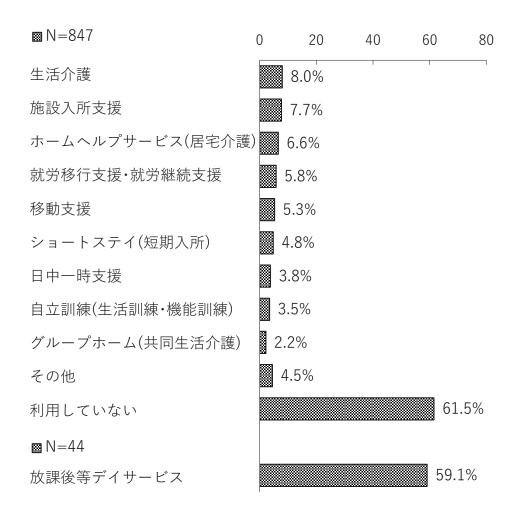
12 障害福祉サービスについて

あなたは、現在、以下のサービスを利用していますか。〔複数回答〕

障害福祉サービスの利用状況については、「利用していない」が 61.5%で最も高くなっています。

利用している障害福祉サービスは、「生活介護」が8.0%、「施設入所支援」が7.7%、「ホームへルプサービス(居宅介護)」が6.6%などとなっています。

放課後等デイサービス」については障がい児が対象となるため 17 歳以下で集計を行い、59.1% が利用している状況となっています。



障がい種別クロス集計

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|------------------|-------|-------|-------|
| N | 549 | 192 | 124 |
| 生活介護 | 5.1% | 26.6% | - |
| 施設入所支援 | 4.4% | 22.4% | 4.0% |
| ホームヘルプサービス(居宅介護) | 8.2% | 5. 7% | 5.6% |
| 就労移行支援·就労継続支援 | 1.8% | 10.9% | 17.7% |
| 移動支援 | 2.6% | 15.6% | 3.2% |
| ショートステイ(短期入所) | 4.4% | 12.5% | 1.6% |
| 日中一時支援 | 2.7% | 11.5% | 1.6% |
| 自立訓練(生活訓練·機能訓練) | 4. 7% | 1.0% | 1.6% |
| グループホーム(共同生活介護) | 0.4% | 8.9% | ı |
| その他 | 4. 7% | 2.6% | 3.2% |
| 利用していない | 70.7% | 25.5% | 66.9% |

<放課後等デイサービス>

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|------------|-------|-------|-------|
| N | 9 | 33 | 4 |
| 放課後等デイサービス | 44.4% | 66.7% | 50.0% |

^{※17}歳以下のみを集計

あなたは、障害福祉サービスに満足していますか。〔択一回答〕

利用しているサービスについて、「満足している」は 18.7%、「どちらかといえば満足している」は 24.7%と、合わせて『満足している』は約4割(43.4%)となっています。

一方、「どちらかといえば不満である」(4.5%)、「不満である」(0.9%)を合わせた『不満である』は 5.4%となっています。

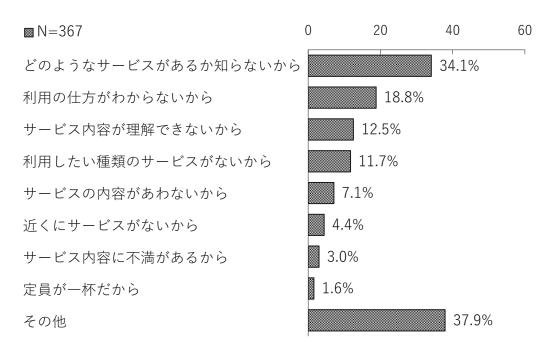
N=738 18.7% 24.7% 4.5% 51.2% 0.9% □ 満足している □ どちらかといえば満足している □ どちらかといえば不満である □ 不満である □ 利用していない

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|----------------|-------|-------|-------|
| N | 460 | 181 | 115 |
| 満足している | 14.1% | 34.3% | 13.9% |
| どちらかといえば満足している | 21.7% | 36.5% | 21.7% |
| どちらかといえば不満である | 4.3% | 5.5% | 5.2% |
| 不満である | 1.1% | 1.7% | _ |
| 利用していない | 58.7% | 22.1% | 59.1% |

「どちらかといえば不満である」「不満である」「利用していない」を選んだ方

あなたが、障害福祉サービスに不満がある理由またはサービスを利用していない理由は何ですか。 〔複数回答〕

不満がある理由またはサービスを利用していない理由については、「その他」が 37.9%で最も高く、「どのようなサービスがあるか知らないから」が 34.1%、「利用の仕方がわからないから」が 18.8%で続いています。



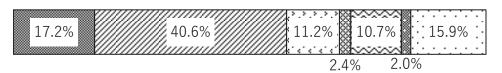
| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|---------------------|-------|-------|-------|
| N | 255 | 47 | 71 |
| どのようなサービスがあるか知らないから | 31.4% | 34.0% | 45.1% |
| 利用の仕方がわからないから | 17.3% | 19.1% | 26.8% |
| サービス内容が理解できないから | 9.8% | 23.4% | 19.7% |
| 利用したい種類のサービスがないから | 11.0% | 4.3% | 15.5% |
| サービスの内容があわないから | 5.9% | 12.8% | 9.9% |
| 近くにサービスがないから | 4.3% | 6.4% | 5.6% |
| サービス内容に不満があるから | 3.1% | 6.4% | 2.8% |
| 定員が一杯だから | 1.6% | 6.4% | _ |
| その他 | 43.1% | 31.9% | 19.7% |

13 地域における暮らしについて

あなたは、今後どのように暮らしていきたいとお考えですか。〔択一回答〕

今後の暮らし方については、「家族の手助けを受けながら暮らしたい」が 40.6%で最も高く、「家族の手助けを受けず自立して暮らしたい」が 17.2%、「わからない」が 15.9%で続いています。

N=831



- 家族の手助けを受けず自立して暮らしたい
- ☑ 家族の手助けを受けながら暮らしたい
- □ 障がい福祉サービスを利用しながら暮らしたい
- 网 仲間と地域で共同生活をしたい(グループホームなど)
- ☑ 介護や設備の整った施設で暮らしたい(入所支援施設など)
- その他
- 口わからない

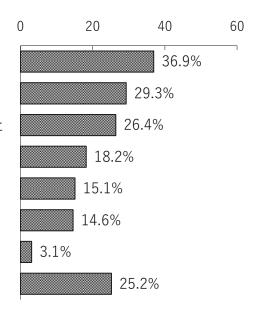
| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|-----------------------------|-------|-------|-------|
| N | 540 | 187 | 118 |
| 家族の手助けを受けず自立して暮らしたい | 16.7% | 10.7% | 25.4% |
| 家族の手助けを受けながら暮らしたい | 45.0% | 25.7% | 38.1% |
| 障がい福祉サービスを利用しながら暮らしたい | 9.8% | 17.6% | 15.3% |
| 仲間と地域で共同生活をしたい(グループホームなど) | 0.9% | 8.0% | 0.8% |
| 介護や設備の整った施設で暮らしたい(入所支援施設など) | 9.6% | 20.9% | 1.7% |
| その他 | 3.0% | 0.5% | _ |
| わからない | 15.0% | 16.6% | 18.6% |

障がいのある方が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、どのようなことが重要だと思いますか。 [複数回答(3つ)]

障がいのある方が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために重要なことについては、「近所どうしのつきあいを深めること」が36.9%で最も高く、「居宅サービスを充実させること」が29.3%、「入所施設やグループホームを充実させること」が26.4%で続いています。



近所どうしのつきあいを深めること 居宅サービスを充実させること 入所施設やグループホームを充実させること 障がいのある方どうしの交流を深めること ボランティアなどの支援を受けること 民生委員・児童委員などの支援を受けること その他



障がい種別クロス集計

わからない

| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|----------------------|-------|-------|-------|
| N | 543 | 192 | 125 |
| 近所どうしのつきあいを深めること | 43.1% | 22.9% | 26.4% |
| 居宅サービスを充実させること | 33.5% | 27.1% | 20.8% |
| 入所施設やグループホームを充実させること | 23.9% | 46.4% | 15.2% |
| 障がいのある方どうしの交流を深めること | 16.6% | 19.8% | 23.2% |
| ボランティアなどの支援を受けること | 15.1% | 18.2% | 16.0% |
| 民生委員・児童委員などの支援を受けること | 16.0% | 12.0% | 13.6% |
| その他 | 2.2% | 4.2% | 6.4% |
| わからない | 19.9% | 26.0% | 40.8% |

あなたにとって住みよいまちをつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか。 〔複数回答〕

「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が 49.9%で最も高く、「サービス利用 の手続きの簡素化」が 42.3%、「在宅での生活や介助がしやすいような保健・医療・福祉のサービス の充実」が 32.1%で続いています。

■ N=843

なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制 の充実

サービス利用の手続きの簡素化

在宅での生活や介助がしやすいような保健・医療・福祉のサービスの充実

行政からの福祉に関する情報提供の充実

保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上

災害や緊急時の避難誘導体制の整備

障がいのある方への理解を促すための福祉教育 や広報活動の充実

障がいに配慮した公営住宅やグループホームの 整備など、生活の場の確保

リハビリ・生活訓練・職業訓練などの施設の充実

障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実

利用しやすい道路・建物などの整備・改善

職業訓練の充実や働く場所の確保

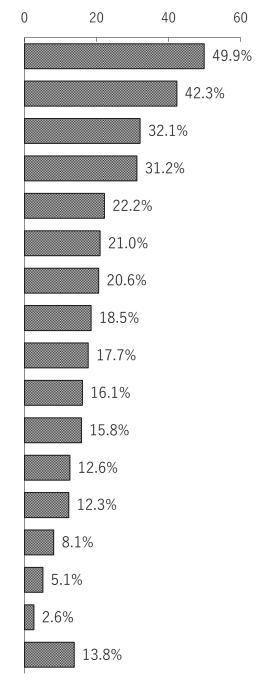
参加しやすいスポーツ·サークル·文化活動の 充実

いろいろなボランティア活動の育成

地域でともに学べる保育・教育内容の充実

その他

特にない

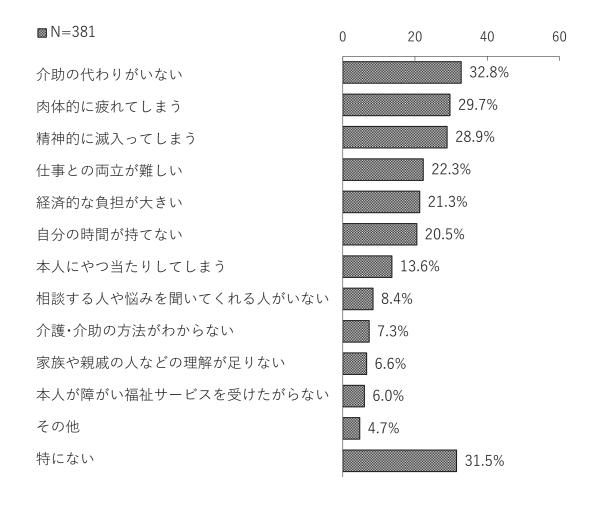


14 障がいのある方を「おもに介助する人」への質問

おもに介助する人が、日頃から不安に感じていることや、困っていることは何ですか。 〔複数回答〕

おもな介助者が日頃から不安に感じていることや困っていることとしては、「介助の代わりがいない」が32.8%で最も高く、「肉体的に疲れてしまう」が29.7%、「精神的に滅入ってしまう」が28.9%で続いています。

一方、「特にない」は31.5%となっています。



| | 身体障がい | 知的障がい | 精神障がい |
|----------------------|-------|--------|-------|
| N | 260 | 93 | 42 |
| 介助の代わりがいない | 32.3% | 44.1% | 23.8% |
| 肉体的に疲れてしまう | 29.2% | 35.5% | 33.3% |
| 精神的に滅入ってしまう | 23.5% | 38.7% | 47.6% |
| 仕事との両立が難しい | 18.8% | 32.3% | 21.4% |
| 経済的な負担が大きい | 19.2% | 16.1% | 42.9% |
| 自分の時間が持てない | 18.8% | 25.8% | 23.8% |
| 本人にやつ当たりしてしまう | 11.9% | 17.2% | 19.0% |
| 相談する人や悩みを聞いてくれる人がいない | 5.4% | 11.8% | 16.7% |
| 介護・介助の方法がわからない | 8.1% | 3.2% | 7.1% |
| 家族や親戚の人などの理解が足りない | 5.0% | 10.8% | 7.1% |
| 本人が障がい福祉サービスを受けたがらない | 6.5% | 5.4% | 4.8% |
| その他 | 3.8% | 7.5% | 2.4% |
| 特にない | 36.2% | 17. 2% | 26.2% |

第4章 障がい者福祉計画

第4章 障がい者福祉計画

1. 啓発·広報

基本方針

地域共生社会の実現のためには、障がい者が住み慣れた地域社会と関わる中で、住民 が障がいに対する理解を深めていく必要があるため、家庭や学校、地域における啓発活動 の取り組みを推進し、広報紙や町ホームページ等を活用して「ノーマライゼーション」、「地 域共生社会」の理念の浸透を図ります。

また、地域を支える大きな力としてボランティアの確保・育成の重要性から、社会福祉協 議会が運営しているボランティアセンターの充実を推進し、地域住民による日頃からの身 近な支え合いを促進するため、幅広い年齢層で様々な立場の方が参加できる、支え合い 活動の推進を目指します。

取り組み内容

(1) 啓発・広報活動の推進

- 広報紙「広報こもの」や「福祉のしおり」を町ホームページに掲載し、障害福祉サービ スについての周知や、障がい福祉に関連する情報を広く発信するよう努めます。
- 広報紙「広報こもの」については、視覚障がい者向けに音訳ボランティアの協力を得て 「声の広報」による情報提供に努めます。
- 社会福祉協議会、障がい者団体(菰野町心身障がい者福祉会)と連携し、障がいに対す る理解の浸透に努めます。

(2)福祉教育等の促進

- 学校、教育委員会、関係機関等と連携し、各年代に応じた障がい者に対する理解を深め る教育を積極的に推進するとともに、体験学習プログラム等、福祉教育、ボランティア 教育の一層の促進に努めます。
- ボランティアグループの協力を得ながら、社会福祉協議会による福祉協力校事業を推進 します。

(3) 障がい者理解の促進

- 公共施設や町内店舗、事業所などあらゆる場面において、障がいや障がい者に対する理解や配慮を深め、障害者差別解消法で位置づけられた合理的配慮を確実に提供できるよう、町民や事業者等への理解と啓発に努めます。
- 役場内各課をはじめとする公共機関窓口において、合理的配慮に関するマニュアルに基づき、障がい種別に応じた適切な窓口対応やコミュニケーションの実施に努めます。
- 様々なイベント(けやきフェスタ、障がい者スポーツフェスティバル等)を通して障が いや障がい者に対する理解を深めていけるよう啓発に努めます。

(4)ボランティア活動の推進

- 社会福祉協議会内に設置した「ボランティアセンター」を中心に、ボランティア活動の 推進を図るとともに、各種ボランティア養成講座によるボランティア人材の育成に努め ます。
- ボランティア活動をサポートするとともに、災害支援をはじめとするボランティア等の 活動支援調整にも積極的に取り組み、町民のボランティア意識の高揚を図ります。
- ボランティア団体における会員の高齢化や新規会員の入会者数の減少など、今後見込まれる課題へ対応するため、ボランティア団体の活動内容などについて広く町民へ周知を図ります。

2. 生活支援

基本方針

障がい者が自らの能力を発揮し、生きがいを持って生活できるよう、心身の状態に応じた障害福祉サービスの提供に取り組むとともに、地域生活支援事業の充実、就労の場やグループホーム、家族等介護者のレスパイト(一時的な休息)の確保に努めることが重要です。そのため、障がいのある人の多様な特性に対応し、気軽に相談に応じられる支援体制の確立及び専門性の確保を目指します。

また、すべての障がいのある人が、スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動への参加 を通して、心身の健康づくりや生きがいづくり、社会参加と交流を図り、生活の質を高め ることができるよう、気軽に参加できる活動や機会を充実し、利用しやすいサービスへの 改善を目指します。

取り組み内容

(1) 生活支援体制の整備

- 地域の特性に合わせた移動支援やコミュニケーション支援等の充実を図ることで、障が い者の生活状況に応じた障害福祉サービス等を提供できるよう、体制の整備を図ります。
- 障害福祉サービスを支える人材の確保に向け、関係各所と連携を図りながら、人材育成 等の支援について検討を進めます。
- 乳幼児期における障がい児への支援について、保育園・幼稚園・こども園において、子 どもたちとの生活を通して共に成長できるように、認定心理師、言語聴覚士、保育士等 の専門職による巡回支援を行います。

(2) 地域移行の推進

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスの提供を確保 するとともに、地域における共生社会の実現に向けて取り組みます。
- 障がいの種別を問わず、ライフサイクルを通じて途切れのない相談支援体制が確保されるよう、身近な地域で相談できる場の整備に努めます。
- 在宅の精神障がい者の地域移行に向けて、地域社会での各種活動に参加できるよう、集 える場所の提供を継続して行い、偏見のない安心できる生活空間づくりに取り組みます。

(3) 相談支援体制の充実

- 複雑化、複合化した支援ニーズの対応に向け、障害福祉サービスや各種支援制度等を助言できる相談支援体制を構築するため、四日市障害保健福祉圏域(四日市市、三重郡)の共同委託方式による相談支援事業所の整備を行い、気軽に相談できる体制づくりに努めます。
- 基幹相談支援センターの整備に向けて、四日市障害保健福祉圏域において協議・調整を 進めます。

(4)スポーツ、文化芸術活動等の振興

- 各種障がい者支援団体を中心に、障がいのある人、障がいのない人がともに障がい者スポーツに触れ、体験する機会を設け、お互いの個性を尊重しながら理解と共感を深められる取り組みを通じて、障がい者スポーツの支援者や応援者を増やし、障がい者スポーツの振興、協力体制の整備を推進します。
- 誰もが参加できる文化芸術活動など各種生涯学習の振興を図り、障がい者の参加を促進 します。

(5) 各種権利擁護制度の周知と利用促進

- 障がい者が生活する上で必要な契約行為等の権利擁護のため、その支援が必要な人の発見、早期からの相談や対応体制の整備、意思決定の支援等の役割が果たせるよう、成年後見制度の周知を図ります。
- 成年後見制度等のライフサポート体制について整備し、将来に不安を抱える障がい者や その保護者等にも安心できる体制づくりを進めます。
- 障がい者虐待への対応として、菰野町障がい者虐待防止センターが 24 時間電話対応を行 う体制を確保し、事実確認や訪問調査などを実施し、状況に応じて障がい者の安全を確 保します。

3. 生活環境

基本方針

障がいのある人の外出・移動を支援することにより、障がいのある人が地域社会の中で 孤立することなく社会との関わりを持ちながら、自立した生活を送ることができるまちづ くりを目指します。

また、バリアフリーに配慮した公共施設等の整備や障がいのある人の居住環境の整備に対する支援を行うことによって、生活しやすい環境の整備を図っていきます。

障がいのある人が参加しやすい社会にするためには、様々な情報を自ら入手できるよう意思疎通手段の確保が必要です。障がいのある人のニーズに対応できるよう、様々な媒体を活用し、情報提供や意思疎通に対する支援の充実に努めます。

取り組み内容

(1)公共施設等のバリアフリー化の推進

○ ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた公共施設等のバリアフリー化について、新規施設はもとより既存施設においても施設改修の機会を捉え、点字ブロックや玄関前の音声案内、多機能トイレ、段差解消、駐車スペース等の整備を進めていきます。

(2) 安全・便利な交通の確保

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが安全に利用できる道路等の交通整備を推進します。
- 各地区コミュニティセンター等の公共施設や医療機関等への移動手段を確保するため、 障がいのある人のニーズを踏まえた利便性の高い地域公共交通を促進します。

(3)情報アクセシビリティ・意思疎通支援の向上

- 障がいのある人が必要な支援を受けられるよう、障がい特性に配慮した多様な情報伝達 の環境整備を促進します。
- 聴覚障がい者の日常生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、社会 参加を促進するため、手話奉仕員養成講座や手話通訳者ステップアップ講座等を引き続 き開講して手話通訳者等の養成に努め、手話通訳者派遣事業等の充実を図ります。
- 役場内各課の窓口において、代筆、筆談、口話、手話通訳タブレット等、障がいのある 人が希望する方法により、意思疎通を図ります。

(4) 住み慣れた地域における環境改善

○ 「おもいやり駐車場」の理解促進のため、防災ラジオ等による周知・啓発に努めます。

4. 教育·育成

基本方針

一人ひとりの子どもの特性に応じた適切な発達支援を行うためには、日々、成長する子どもに途切れない支援を行うことが重要です。そのため、医療機関、相談支援や通所支援の事業所、保育園・幼稚園・こども園、学校等、さまざまな関係機関が連携し、ライフステージが変わっても支援の橋渡しができるよう十分な連携に努めます。

障がいのある子どもやその保護者に対して、相談支援や各種障害福祉サービスの利用を支援する体制の充実を図り、地域で子どもがともに学び、ともに育つ環境づくりを推進します。

学校教育においては、子どもの可能性を最大限に引き出すよう、一人ひとりの特性に配慮した学習の機会の保障に努めます。

取り組み内容

(1) 子どもの成長に応じた発達支援の充実

- 役場内に配置している専門的な知識及び技能を有する「みえ発達支援システムアドバイザー」を中心に、医療機関、学校、保育園・幼稚園・こども園、相談支援や通所支援の事業所等の関係機関と連携し、子どもの特性に合わせた支援についてさらなる充実を図ります。
- 保育園・幼稚園・こども園等の集団活動の中から早期発見と適切な支援を実施できるよう、CLM等を活用しながら個別指導計画の作成及び実践に努めます。特に個別指導が必要な子どもには、個別指導員によるサポートなどの早期支援、就学時の引継ぎ支援、支援記録の整備等を実施しながら、保育園・幼稚園・こども園~小学校~中学校~高等学校への育ちのリレーが繋がるように、途切れのない支援の充実を図ります。
- 認定心理師、保育士、保健師等の専門職による相談支援の充実を図り、子どもやその保護者に対し、身近で継続した相談できる場の提供に努めます。

(2) 統合保育の推進

○ 障がいのある子どもと障がいのない子どもをともに保育することにより、障がいのある子どもの成長発達を促進するとともに、障がいのない子どもの障がいに対する正しい理解と福祉の心の育成を図ります。

(3)特別支援教育の充実

- 障がいのある子ども一人ひとりに応じた指導、支援が行えるよう、特別支援教育の充実 を目指し、町、福祉関係、医療機関、特別支援学校などが連携した取り組みを進めます。
- 各中学校区に配置している特別支援教育巡回コーディネーターの充実を図り、学校間の 連携強化に努めます。
- 各小中学校に配置している特別支援教育校内委員会を充実し、すべての教師が共通認識 のもと特別支援教育に取り組む体制づくりを進めます。

5. 雇用·就業

基本方針

働くことを希望する障がい者が能力を最大限に発揮し、一人ひとりの希望や障がいの 特性に応じた働き方ができるよう、障がいのある人の就労について理解の浸透を図ると ともに、障がい者の就労促進に向けて関係機関が連携し、就労支援を行います。

また、職業的自立を図りながら収入と生きがいを得られるよう、雇用、福祉、教育の施策と連携した支援等を行います。

取り組み内容

(1) 障がい者の雇用の場の拡大

- 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会の雇用部会において、関係機関が障がい者雇用 に関する情報交換を行い、就労相談支援事業所やハローワーク等と連携して、事業者の 障がい者雇用に対する理解の促進を図ります。
- 教育機関等との連携により、障がいのある子どもに対して進路指導、就労指導を踏まえた支援会議等を行い、自立訓練の充実など進路選択の支援に努めます。

(2) 就労支援の推進

- 障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センター を活用し、障がい者に対する就労支援体制の強化を図ります。
- 当町の基幹産業である農業の場において、地域の民間企業等とも連携し、障がい者の特性にあった就労につながるよう、取組を進めます。

(3) 就労支援サービスの充実

- 多くの障がい者が職場に定着できるよう、就労に必要な指導・助言等を行う就労定着支援のサービス利用を促進します。
- 障害福祉サービス利用計画の作成やモニタリング等を通じて、障がい者の希望や特性に 合った福祉的就労に移行できる支援体制を整えます。

(4) 福祉的就労の充実に向けた支援

○ 障害者就労施設等で働く障がい者の工賃水準を上げるため、「国等による障害者就労施 設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「菰野町における障害者就労 施設等からの物品等の調達方針」に基づき、優先的な物品の購入及び役務の提供の促進 に努めます。

6. 保健•医療

基本方針

障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期治療や重症化予防を行うため、保健、 医療、福祉の関係機関が連携し、疾病に関する正しい知識の普及啓発、保健・医療サービス 等の提供体制の充実を図り、障がい者の健康の保持・増進に努めます。

取り組み内容

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

○ 妊産婦健診、妊産婦訪問、各種がん検診、健康診査等を実施し、障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療を促進します。また、健康を保持増進するため、必要に応じて保健指導を実施します。

(2)発達障がいの早期発見と支援

- 周産期疾病予防としての乳幼児期の健康診査、各種教室・相談支援等を充実させ、早い 段階で発達の遅れとなる疾病を見つけ、個別支援の充実を進めます。
- 役場を中心とした保健・福祉・教育・保育の連携を強化し、子ども及び家族に対する途切れのない相談支援体制の充実を含め、適切な時期に適切な支援を行うことを目指します。

(3)保健・医療サービスとリハビリテーションの充実

- 障がい者に対して適切な保健・医療サービスが確保・提供できるよう体制を整えるとと もに、障がい者の医療費負担を軽減するための助成制度の周知を図ります。
- 身近な地域でリハビリテーションが受けられるよう、医療機関との連携を強化します。

(4)精神保健施策の推進

- 精神障がい者に配慮した適正な精神医療ケアの推進を図り、こころの健康センター、保健所、医療機関等と連携し、精神障がい者やその家族に対する相談支援の体制強化を図ります。
- 精神障がい者が地域で生活できるよう、周囲の誤解や偏見をなくすため町民への広報・ 啓発を推進します。

7. 防災·防犯

基本方針

災害等の緊急時において、障がい者の安全を確保できるよう、障がい者に対して防災知識や災害に関する情報提供を行います。また、避難行動要支援者の情報を整備し、平常時から障がい特性などについての理解浸透を図り、地域住民とともに適切な災害支援を提供する体制づくりを強化します。

障がい者を狙った犯罪被害から障がい者を守るため、警察や関係機関と連携し、防犯知識の周知や犯罪被害の発生を未然に防ぐ取組等を推進します。

取り組み内容

(1) 防災体制の整備

- 災害時において避難を要する状況に置かれた場合、障がいがあっても、安全で安心した 避難生活が送れるよう、「障がい者のための災害時避難ガイドブック」の利用を促進す るとともに、障がいに応じた支援を受けられる環境整備に取り組みます。
- 避難行動要支援者名簿を整備するとともに、要支援者一人ひとりの避難方法等が事前に 記載された計画作成の進捗に努め、災害発生時に配慮が必要な障がい者の緊急避難支援 や安否確認等、障がい者の安全確保に向けた体制の強化に取り組みます。

(2) 防犯対策の推進

- 犯罪被害を未然に防止するため、警察や関係機関と連携して防犯に関する情報を町広報 紙に掲載するなど、障がいのある人やその家族、地域での防犯意識の高揚を図ります。
- 三重県消費生活センター等の関係機関と連携し、消費者トラブルを防ぐため、障がい者 からの相談に対して迅速に対応できるよう、相談体制の充実に努めます。

第5章 障がい福祉計画

第5章 障がい福祉計画

1. 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

(1) 福祉施設入所から地域生活への移行

国の基本指針により、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者(以下「施設入所者」という。)のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和8年度末までに地域生活(グループホーム、一般住宅等)に移行する者の数値目標は、令和4年度末時点の施設入所者数を基に設定することとされています。

施設入所者数の見込みについては、入所待機者がいる状況もあり削減することは困難でありますが、令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数 34 人から2 人減となることを目標とします。

令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数34人のうち、3人の地域生活移行を目標とします。

第7期計画における成果目標

| 項目 | | 考え方 |
|---------------------|---------|---------------------|
| 令和4年度末時点の 施設入所者数 | 34 人 | |
| 【目標値】 | 32 人 | (国の考え方:令和4年度末時点の施設入 |
| 施設入所者数 | (-5.9%) | 所者数の5%以上削減) |
| 【目標値】 | 3人 | (国の考え方:令和4年度末時点の施設入 |
| 地域生活移行者数 | (8.8%) | 所者数の6%以上) |

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の理解や協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

これを踏まえ、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、菰野町においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)『こころのバリアフリー推進部会』において、精神障がいのある人の地域移行及び地域定着を推進し、地域で支え合う仕組みづくりに向けて、保健・医療及び福祉関係者による課題検討等の協議を進めます。

第7期計画における成果目標

| 項目 | 目標値 |
|--|--------|
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 年6回の開催 |
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 1 3名 |
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び 評価の実施回数 | 年1回の開催 |

(3) 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活支援拠点等の機能(相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保及び地域の体制づくり)を強化し、自立を希望する人への支援を促進します。また、強度行動障がいを有する人に対して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることが求められています。これを踏まえ、令和8年度末までにおける成果目標を次のとおり設定します。

| 項目 | 目標値 | 説明 |
|---------------------------------------|----------------|---|
| 地域生活支援拠点等の整 備及び支援体制、緊急時連 絡体制の構築 | 圏域1か所 (整備済) | 四日市障害保健福祉圏域で整備した地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実を図ります。 |
| 地域生活支援拠点等にお ける支援の状況の検証・検 討 | 年1回の 会議開催 | 自立支援協議会において運用状況の検証及び検討 するための会議を年1回開催します。 |
| 強度行動障がいを有する 者への支援体制【新規】 | 支援体制 を確保 | 四日市障害保健福祉圏域で支援ニーズを把握し、自立支援協議会の場を活用して支援体制の整備を図ります。 |

(4) 福祉施設利用から一般就労への移行等

福祉施設を利用している障がい者の就労の機会が広がるよう、就労移行支援事業等 を通じて一般就労への移行を推進します。

これを踏まえ、令和8年度末までにおける成果目標を次のとおり設定します。

(当該成果目標に係る「福祉施設」の範囲:就労移行支援、生活介護、就労継続支援 (A型、B型)、自立訓練(機能訓練、生活訓練))

| 項目 | 基準 (令和3年度) | 目標 (令和8年度) | 考え方 |
|---------------------------------------|---------------|---------------|---|
| 一般就労移行者数 | 1人 | 4人 | 福祉施設を退所し、一般就 労する者の数 (国の目標:令和3年度の 一般就労移行者数の1.28 倍以上) |
| 就労移行支援事業を 通じて一般就労に移 行する者の数 | 1人 | 2人 | 一般就労移行者数の内数 (国の目標:1.31 倍以上) |
| 就労継続支援A型事 業を通じて、一般就 労に移行する者の数 | 0人 | 1人 | 一般就労移行者数の内数 (国の目標:1.29 倍以上) |
| 就労継続支援 B 型事 業を通じて、一般就 労に移行する者の数 | 0人 | 1人 | 一般就労移行者数の内数 (国の目標:1.28 倍以上) |

| 項目 | 基準 (令和3年度) | 目標 (令和8年度) | 考え方 |
|-------------------------------------|---------------|---------------|---|
| 一般就労へ移行した 就労移行支援事業所 数 【新規】 | | _ | 就労移行支援事業利用終了 者に占める一般就労へ移行 した者の割合が 5 割以上の 就労移行支援事業所の割合 5割以上 令和 3 年度就労移行支援事 業所数 0 事業所 |
| 就労定着支援事業の 利用者数 | 4人 | 6人 | 就労定着支援事業の利用者 数 (国の目標:令和3年度実績 4人の1.41倍以上) |
| 就労定着率一定割合 以上の就労定着支援 事業所数 | - | _ | 就労定着支援事業利用終了 後一定期間の就労定着率が 7割以上の就労定着支援事 業所の割合2割5分以上 令和3年度就労定着支援事 業所数0事業所 |

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者及び障がい児の相談について、相談者の二一ズに対してできる限りの支援を行うため、多職種の連携による相談支援体制の強化を進めながら、質の高い相談支援体制を維持するため、四日市障害保健福祉圏域の相談支援事業所における機能と役割分担について整理し、重層的な相談支援体制の構築について検討を進めます。

| 項目 | 目標値 | 説明 |
|---------------------|-------------------------------|--|
| 相談支援体制の充実・強化等 | 圏域での 構築 | 各市町において、基幹相談支援センターを設置し、 相談支援従事者の人材育成、相談支援ネットワーク の構築、相談支援従事者への助言・指導に取り組み ます。 |
| 地域サービス基盤の開発・改善等【新規】 | 地域サービ ス基盤の開 発・改善の 実施 | 既存の地域資源で対応できないサービス(生活支援)のニーズを特定し、自立支援協議会を活用して 社会資源の開発・改善を行います。 |

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者総合支援法の基本理念を念頭に障害福祉サービス等の提供を行うことができるよう、あらためて各事業所間の情報交換・情報共有等を実施し、質の向上を図ります。また、請求の過誤をなくすための取組等により適正な給付がなされているかを確認し、検証する体制の構築について検討を進めます。

| 項目 | 目標値 | 説明 |
|--|------------|------------------------|
| 障害福祉サービス等の質 を向上させるための取組 に係る体制の構築 | 圏域での 構築 | サービスの質の向上のための体制を構築します。 |

2. 障害福祉サービスの事業体系

| | 種類 | サービス名 | 内容 |
|----------|-------------|----------------------------|---|
| | | 居宅介護 | 自宅で入浴や排せつの介護、家事援助を行います。 |
| | | 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、 食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| | 訪問系サービス | 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の 提供、移動の援護等の外出支援を行います。 |
| 介 | | 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するため に必要な支援、外出支援を行います。 |
| 護給 | | 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行 います。 |
| 付 | | 短期入所(ショートステイ) [福祉型・医療型] | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入 浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| | 日中活動系サービス | 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、 看護、介護及び日常生活の世話を行います。 |
| | | 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を 行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| | 施設系サービス | 施設入所支援 | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| | | 自立訓練 [機能訓練・生活訓練] | 自立した日常生活及び社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| a | | 就労選択支援 (令和 6 年度新設) | 障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡 しを行います。 |
| 練等給 | 訓練系・就労系サービス | 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 付 | | 就労継続支援 [A型=雇用型、B型] | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び 能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | | 就労定着支援 | 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等 の支援を行います。 |

| | 種類 | サービス名 | 内容 | | | | |
|----------------------|-------|------------------|---|--|--|--|--|
| 訓練 | 居住系 | 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 | | | | |
| 等 給 付 | 等サービス | | 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行います。 | | | | |
| | | 計画相談支援 | 障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。 | | | | |
| 地域林 | 目談支援 | 地域移行支援 | 障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整を行います。 | | | | |
| | | 地域定着支援 | 居宅において単身で生活している障がいのある人などを対象に、常時の 連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。 | | | | |
| 自立え | 支援医療 | | 育成医療/ 更生医療 / 精神通院医療(実施主体:県) | | | | |
| 補装具 | 1 | | | | | | |

3. 障害福祉サービスの実績と見込量

(1)訪問系サービス

①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

第6期計画の実績

訪問系サービスの利用時間及び利用者数は、いずれも計画値を上回って推移しています。

| 区分 | 令和: | 3年度 | 令和 4 | 4年度 | 令和! | 5年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 |
| 居宅介護 | | 272 時間 | | 297 時間 | | 316 時間 |
| 占七月 设 | | 27人 | | 32 人 | | 36 人 |
| 重度訪問介護 | | 476 時間 | | 482 時間 | | 496 時間 |
| 全区 | | 1人 | | 1人 | | 1人 |
| 同行援護 | | 73 時間 | | 121 時間 | | 166 時間 |
| אַאָננוריו | | 3人 | | 4人 | | 4人 |
| 行動援護 | | 0 時間 | | 29 時間 | | 39 時間 |
| 1] 到]及成 | | 0人 | | 1人 | | 1人 |
| 重度障害者等 | | 0 時間 | | 0 時間 | | 0 時間 |
| 包括支援 | | 0人 | | 0人 | | 0人 |
| 訪問系サービス | 748 時間 | 821 時間 | 760 時間 | 929 時間 | 775 時間 | 1,017 時間 |
| 合計 | 30 人 | 31人 | 30人 | 38人 | 30 人 | 42 人 |

※令和5年度は途中実績による見込み

※上段:月平均利用時間数、下段:月平均利用者数

見込量設定の考え方

障がいのある人の在宅生活を支援するためには、居宅介護をはじめとする訪問系サービスの拡充が重要となります。今後、地域生活移行の推進や、サービス利用につながっていない障がい者へのケアマネジメントにより、サービス利用が増加するものと見込んでいます。

これまでは居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援などを一連の訪問系サービスとして総括して見込量を設定していましたが、本計画ではそれぞれのサービスごとに見込量を設定します。

| 区分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 尼克人莽 | 332 時間 | 348 時間 | 366 時間 |
| 居宅介護 | 38人 | 40 人 | 42 人 |
| 壬中士明人类 | 496 時間 | 496 時間 | 496 時間 |
| 重度訪問介護 | 1人 | 1人 | 1人 |
| □/+ <u>/</u> # | 174 時間 | 183 時間 | 192 時間 |
| 同行援護 | 5人 | 5人 | 6人 |
| 火二壬↓+巫=柱 | 40 時間 | 40 時間 | 40 時間 |
| 行動援護 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 重度障害者等 | 0 時間 | 0 時間 | 0 時間 |
| 包括支援 | 0人 | 0人 | 0人 |

※上段:月平均利用時間数、下段:月平均利用者数

(2)日中活動系サービス、訓練系・就労系サービス

第6期計画の実績

生活介護は、利用人数は計画値とほぼ同数で利用日数はやや下回って推移しています。 自立訓練は、四日市障害保健福祉圏域内に社会資源が少ないこと、また、一定期間の サービス利用のため、令和3年度は利用実績があったもののそれ以降は利用実績がない 状況です。

就労継続支援(A型)は、一般就労が困難な障がいのある人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するサービスとして設けられています。令和5年度において、就労継続支援(A型)の指定を受けた事業所は、町内に2か所あります。利用者数は計画値を上回って推移しており、利用日数、利用者数ともに増加傾向にあります。

就労継続支援(B型)は、一般就労が困難な障がいのある人に、雇用契約を結ばずに 就労の機会を提供するサービスとして設けられています。令和5年度において、就労継 続支援(B型)の指定を受けた事業所は、町内に3か所あります。令和4年度以降は計画 値を上回って推移しており、利用日数、利用者数ともに増加傾向にあります。

見込量設定の考え方

短期入所については、障がい者を支援する家族のレスパイト(一時的な休息)等の目的により利用希望は増大しているため、これまでの実績や実情を考慮し、サービス量を見込みました。

療養介護については計画値を下回っており、令和5年度の利用実績を踏まえサービス 量を見込みました。

生活介護については、これまでの実績を踏まえた上で、新規利用者等を考慮して、サービス量を見込みました。

自立訓練については、利用実績は高くないものの、実績による利用動向を踏まえ、今後も継続的な利用があるものと推定し、月間利用者数を1人と見込みます。

就労選択支援については、障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行うサービスとして令和6年度に新設されます。現段階では具体的なサービス内容等が不明のため、令和7年度から段階的に利用が進むものと見込みます。

就労移行支援については、新規利用者の動向や一般就労へ移行する人、就労継続支援へ移行する人の動向、企業の障がい者雇用への取組の動向等を考慮して、サービス量を 見込みました。

就労継続支援(A型)、(B型)については、地域での生活への移行が進むことや生活の自立をめざす人の増加が見込まれることから、更なる需要の高まりが予想され、サービス量を見込みました。

就労定着支援については、令和4年度において0人であったものの令和5年度は計画値を上回っており、令和5年度の利用実績を踏まえサービス量を見込みました。

| 区分 | 令和3 | 3年度 | 令和4 | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|---------------------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|--|
| | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | |
| 短期入所 | 114日 | 83 日 | 125日 | 81日 | 137日 | 90 日 | |
| 福祉型) | 18人 | 17人 | 18人 | 18人 | 18人 | 20 人 | |
| 短期入所 | 18日 | 15日 | 19 日 | 19 日 | 19 日 | 25 日 | |
| (医療型) | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 3人 | |
| 療養介護 | 6人 | 5人 | 7人 | 4人 | 7人 | 4人 | |
| 什 : 不心 莊 | 1,974 日 | 1,887日 | 2,021 日 | 1,841 日 | 2,070 日 | 1,866 日 | |
| 生活介護 | 96 人 | 97 人 | 97 人 | 97 人 | 98 人 | 100人 | |
| 自立訓練 | 18日 | 10日 | 18日 | 0日 | 18日 | 0日 | |
| (機能訓練) | 1人 | 1人 | 1人 | 0人 | 1人 | 0人 | |
| 自立訓練 | 6 日 | 6日 | 6日 | 0日 | 6 日 | 0 日 | |
| (生活訓練) | 1人 | 1人 | 1人 | 0人 | 1人 | 0人 | |
| <u> </u> | 40 日 | 70 日 | 40 日 | 117日 | 40 日 | 61日 | |
| 就労移行支援 | 3人 | 4人 | 3人 | 6人 | 3人 | 5人 | |
| | 776 日 | 788 日 | 819日 | 827日 | 864 日 | 849 日 | |
| 就労継続支援(A型) | 39 人 | 41 人 | 42 人 | 44 人 | 44 人 | 45 人 | |
| | 1,028 日 | 973 日 | 1,028 日 | 1,142 日 | 1,028 日 | 1,186 日 | |
| 就労継続支援(B型) | 60 人 | 61人 | 60 人 | 71 人 | 60 人 | 76 人 | |
| 就労定着支援 ※令和5年度は途中 | 2人 | 1人 | 2人 | 0人 | 2人 | 3人 | |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

[※]月平均利用日数又は月平均利用者数

| 区分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------------------|---------|---------|---------|
| た古甘中 ユ おた <i>(大</i> 豆カト开川) | 92日 | 94 日 | 96日 |
| 短期入所(福祉型) | 20 人 | 21 人 | 21 人 |
| 佐田 1 元(左坡 刑) | 26 日 | 28日 | 29日 |
| 短期入所(医療型) | 3人 | 3人 | 3人 |
| 療養介護 | 4人 | 4人 | 5人 |
| ル 江八莊 | 1,891 日 | 1,917 日 | 1,943 日 |
| 生活介護 | 101人 | 103人 | 104人 |
| 自立訓練(機能訓練) | 10日 | 10日 | 10日 |
| | 1人 | 1人 | 1人 |
| 自立訓練(生活訓練) | 6日 | 6日 | 6 日 |
| 日立咖啡 (工/口咖啡 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 就労選択支援 | 0 🖯 | 10日 | 20 日 |
| 【新規】 | 0人 | 1人 | 2人 |
| ÷₽7747€4 | 100日 | 110日 | 120日 |
| 就労移行支援 | 10人 | 11人 | 12人 |
| <u> </u> | 866 日 | 883 日 | 901 日 |
| 就労継続支援(A型) | 46 人 | 47人 | 48 人 |
| ÷₽₩◊唑◊±十+☲ / ▷ Ⅲ\ | 1,210 日 | 1,234 日 | 1,259 日 |
| 就労継続支援(B型) | 76人 | 78人 | 79 人 |
| 就労定着支援 ※月平均利用日数又は月平均利用 | 4人 | 4人 | 4人 |

※月平均利用日数又は月平均利用者数

(3)施設系サービス、居住系サービス

第6期計画の実績

施設入所支援については、地域移行の推進により減少が期待されますが、一方で、サービスの需要に対してサービスを提供できる事業所(施設)が限られており、利用希望者が施設入所を待機している現状があります。

共同生活援助(グループホーム) については、令和5年度にグループホームが3か所整備されました。

| 区分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------------|-------|------|-------|------|-------|------|
| 区分 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 |
| 施設入所支援 | 36 人 | 38人 | 36人 | 37人 | 36 人 | 33 人 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 23 人 | 27 人 | 25 人 | 29 人 | 27 人 | 25 人 |
| 自立生活援助 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 0人 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

見込量設定の考え方

施設入所支援については、地域の中での在宅生活を希望する人に対して地域への移行を支援することにより、令和 5 年度段階の入所者数 33 人に対し、令和 8 年度での入所者数が 32 人となることを目標とします。

介護者の高齢化や「親亡きあと」等により在宅で暮らすことが難しくなった場合や、自立をめざして地域生活へ移行する際の住まいの場として、共同生活援助(グループホーム)は障がい者にとって、地域での安心した暮らしを実現させるために重要な役割を担っています。グループホームの整備により今後の利用希望者数の増加が想定されることから、過去の利用量実績値を基に若干の増加となると見込みます。

自立生活援助については、過去のサービスの利用実績が0ですが、地域への生活への 移行に伴い需要が生じることも考えられ、今後は町内に限らず広域的な取組の中で事業 所の協力を得てサービスの提供を行うことも考慮し、1人の利用を見込みます。

| 区分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|
| 施設入所支援 | 33人 | 33人 | 32 人 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 30 人 | 32 人 | 34 人 |
| 自立生活援助 | 1人 | 1人 | 1人 |

[※]月平均利用者数

[※]月平均利用者数

(4)地域相談支援

第6期計画の実績

計画相談支援事業所は、令和5年度において町内に3か所あり、利用者数は70人ほどで推移しており、令和4年度以降の実績値は計画値を下回っています。

地域移行支援、地域定着支援については、利用実績がありませんでした。

| 区分 | 令和3年 | | 年度 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------|------|-----|----------|-----|-------|------|
| 区分 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 |
| 計画相談支援 | 68人 | 71人 | 75 人 | 71人 | 82 人 | 73 人 |
| 地域移行支援 | 1人 | 0人 | 1人 | 0人 | 1人 | 0人 |
| 地域定着支援 | 1人 | 0人 | 1人 | 0人 | 1人 | 0人 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

見込量設定の考え方

今後も、障害福祉サービスを利用する人は増えると見込まれることから、計画相談支援を利用する人も増加すると考えられます。また、日常生活における必要な支援も多様化することなどから、自身でサービス等利用計画を策定することが困難な利用希望者に対応するため、相談支援の充実に努めることが必要とされています。

計画相談支援については、障害福祉サービスの支給決定者数の動向や、継続的に計画相談支援が必要と考えられる人数等を踏まえて、見込みました。

地域移行支援、地域定着支援については、実績はありませんでしたが、1人の利用を 見込みました。

| 区分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 75 人 | 77 人 | 79 人 |
| 地域移行支援 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 地域定着支援 | 1人 | 1人 | 1人 |

[※]月平均利用者数

[※]月平均利用者数

4. 地域生活支援事業の事業体系

| | 理解促進研修・啓発事業 | 障がいのある人が、日常生活および社会生活を営むうえで生じる「社会 的障壁」を除去するため、障がい等に対する理解浸透に向けた啓発活動 等を強化し、共生社会の実現を図ります。 |
|---------|--------------|---|
| | 相談支援事業 | 障がいのある人や、障がいのある児童の保護者などのさまざまな相談に 応じて、必要な情報の提供や、障害福祉サービスを利用するための支援 などをします。 |
| XI. | 成年後見制度利用支援事業 | 判断能力が不十分である人が適切な人を成年後見人等として選び、財産 管理などを任せる成年後見制度の利用に対して支援をします。 |
| 必 須 事 業 | 意思疎通支援事業 | 意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記奉仕員等を派遣します。 |
| | 日常生活用具給付等事業 | 当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具の給付等を行います。 |
| | 手話奉仕員養成研修事業 | 聴覚に障がいのある人との交流活動の促進や、災害時における支援者と して期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を習得した者) の養成研修を行います。 |
| | 移動支援事業 | 社会上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出するときの移動を支援します。 |
| | 訪問入浴サービス事業 | 家庭で、自力又は家族のみでは入浴が困難である在宅の身体障がい者 に、訪問により入浴サービスを行います。 |
| 任意 | 生活訓練事業 | 居宅や地域において、歩行訓練、日常生活訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練を訪問により行うことによって、在宅の視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。 |
| 業 | 日中一時支援事業 | 日中の活動の場の確保と、家族の就労支援及び介護者の一時的な負担軽減を図ります。 |
| | 奉仕員養成研修事業 | 聴覚に障がいのある人との交流活動の促進や、災害時における支援者と して期待される要約筆記奉仕員(要約筆記に必要な技術等を習得した者) のスキルアップを図るため、現任研修等を行います。 |

5. 地域生活支援事業の実績と見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

第6期計画の実績

障がいの特性や障がいに応じた配慮の仕方等についてまとめた冊子を配布するなど、 障がい等に対する理解浸透に向けた啓発活動を実施してきました。

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------------|-------|-------|-------|
| 理解促進研修・啓発事業 における実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

見込量設定の考え方

理解促進研修・啓発事業を引き続き実施するとともに、実施にあたっては、障がいのある人に対する理解を深めるためのイベントの開催、各種交流活動等につなげられるよう、地域における状況を勘案して内容の改善・拡充を図ります。

| 区分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------------|-------|-------|-------|
| 理解促進研修・啓発事業に おける実施の有無 | 有 | 有 | 有 |

(2)相談支援事業

第6期計画の実績

相談支援事業については、ほぼ必要なサービス体制の提供はできています。基幹相談支援センターについては、設置に向け四日市障害保健福祉圏域で協議を続けています。

| Ω Δ | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|
| 区分 | 実績値 | 実績値 | 実績値 |
| 障害者相談支援事業 | 5 か所 | 5 か所 | 5 か所 |
| 基幹相談支援センター 設置の有無 | 無 | 無 | 無 |

見込量設定の考え方

障害者相談支援事業は現在実施しており、今後も継続していきます。

基幹相談支援センターの設置や計画相談支援事業所との連携による継続した相談体制づくりについては、菰野町、四日市市、川越町、朝日町の4市町の関係機関で構成する自立支援協議会において地域の実情等を勘案し、関係機関とともに協議していきます。

| 区分 | 令和6年度 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|------------|----------------|--|-------|--|
| 障害者相談支援事業 | 継続して実施 | | | |
| 基幹相談支援センター | 四日市障害保健福祉圏域で実施 | | | |

(3) 成年後見制度利用支援事業

第6期計画の実績

各年1件~2件の利用実績となっています。

| Ω Δ | 令和3年度 | | 令和3年度 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------------|-------|-----|-------------|-----|-------|-----|
| 区分 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 |
| 成年後見制度 利用支援事業 | 1件 | 1件 | 1件 | 0 件 | 1件 | 2件 |

[※] 令和5年度は途中実績による見込み

見込量設定の考え方

成年後見制度利用支援事業については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者に対して、制度の利用を支援します。

| 区分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 2件 | 2 件 | 2 件 |

(4) 意思疎通支援事業

第6期計画の実績

手話通訳者派遣事業の利用件数については、令和4年度は減少しているものの、令和5年度見込みでは計画値を大幅に上回る利用となっています。要約筆記奉仕員派遣事業については、4件の利用で推移しています。

| 区分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 |
| 手話通訳者派遣事業 | 184 件 | 195 件 | 184 件 | 171 件 | 184 件 | 242 件 |
| 要約筆記奉仕員派遣事業 | 5 件 | 4 件 | 5件 | 4 件 | 5件 | 4 件 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

見込量設定の考え方

手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣事業については、聴覚障がい者の利用希望や動向を踏まえつつ、見込量を設定しました。今後も聴覚障がい者が日常生活において、手話通訳者・要約筆記奉仕員を必要とする場合に円滑に対応できるよう、事業を推進していきます。

| 区分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 手話通訳者派遣事業 | 254 件 | 267 件 | 280 件 |
| 要約筆記奉仕員派遣事業 | 5 件 | 5 件 | 6件 |

[※]年間延べ利用件数

[※]年間延べ利用件数

(5) 日常生活用具給付等事業

第6期計画の実績

利用希望者からの申請に対し、迅速な給付決定に努めています。 [該当する用具]

- ・介護・訓練支援用具………特殊寝台、特殊マットなど
- ・自立生活支援用具……入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、電磁調理器など
- ・在宅療養等支援用具………電気式たん吸引器、盲人用体温計など
- ・情報・意思疎通支援用具……視覚障害者用拡大読書器、FAX、点字図書など
- ・排泄管理支援用具………ストーマ装具、紙おむつなど
- ・居宅生活動作補助用具(住宅改修費)……小規模な段差解消等の改修工事

| 区分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| <u></u> | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 |
| 介護・訓練支援用具 | 4件 | 1件 | 4件 | 0 件 | 4件 | 1件 |
| 自立生活支援用具 | 13 件 | 6件 | 13 件 | 6件 | 13 件 | 6件 |
| 在宅療養等支援用具 | 10 件 | 4 件 | 10 件 | 9件 | 10 件 | 9件 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 10 件 | 7件 | 10 件 | 5件 | 10 件 | 6件 |
| 排泄管理支援用具 | 740 件 | 787 件 | 740 件 | 736 件 | 740 件 | 761 件 |
| 居宅生活動作補助用具 | 2件 | 2件 | 2件 | 0 件 | 2 件 | 1件 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み ※年間延べ件数

見込量設定の考え方

障がい者が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用 具の給付等に努めます。

| 区分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 介護・訓練支援用具 | 1 件 | 1件 | 1 件 |
| 自立生活支援用具 | 6件 | 6件 | 6件 |
| 在宅療養等支援用具 | 9件 | 10 件 | 10 件 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 6件 | 6件 | 6件 |
| 排泄管理支援用具 | 776 件 | 792 件 | 808 件 |
| 居宅生活動作補助用具 | 1件 | 1 件 | 1 件 |

[※]年間延べ件数

(6) 手話奉仕員養成研修事業

第6期計画の実績

手話奉仕員養成講座は入門課程と基礎課程を隔年で実施しており、令和5年度は入門 課程を実施しています。

| Ω A | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 区分 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

見込量設定の考え方

手話奉仕員養成研修事業については、聴覚障がい者への理解を深めるとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を促進し、聴覚障がい者のさらなる社会参加を 後押しするため、今後も養成研修の普及及び人材の育成に努めます。

| 区分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 1件 | 1件 | 1 件 |

[※]年間延べ件数

[※]年間延べ件数

(7)移動支援事業

第6期計画の実績

利用時間および利用者数はいずれも計画値を下回って推移しており、新型コロナウイルス感染拡大のため、外出や交流を抑制したことによる影響が考えられます。

| 区分 | 令和3年度 | | 令和 4 | 1年度 | 令和5年度 | |
|-----------------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 |
| 投制士坪市兴 | 227 時間 | 95 時間 | 227 時間 | 116 時間 | 227 時間 | 140 時間 |
| 移動支援事業 | 50 人 | 26 人 | 50 人 | 29 人 | 50 人 | 35 人 |

※令和5年度は途中実績による見込み

※上段:月平均延べ利用時間数、下段:実利用者数

見込量設定の考え方

障がい者の社会参加を促進するため、利用者の状況や二ーズを踏まえ、前回の計画と同程度の利用者数を見込むこととし、利用時間については利用実績から見込むこととします。

| 区分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 7夕41十1页市业 | 206 時間 | 206 時間 | 206 時間 |
| 移動支援事業 | 50人 | 50人 | 50人 |

※上段:月平均延べ利用時間数、実利用者数

(8) その他のサービス

第6期計画の実績

訪問入浴サービス事業、生活訓練事業、日中一時支援事業については、利用希望がある人に対して速やかにサービス提供できるよう、調整を行っています。

また、奉仕員養成研修事業については、要約筆記奉仕員の技術向上に向け毎年度継続して実施しています。

| 区分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------------------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 |
| 在宅身体障がい者 訪問入浴サービス事業 | 1人 | 0人 | 1人 | 0人 | 1人 | 0人 |
| 生活訓練事業 | 13 回 | 12 回 | 13 回 | 7 回 | 13 回 | 7 回 |
| 日中一時支援事業 | 58 日 | 52 日 | 59 日 | 44 日 | 59 日 | 46 ⊟ |
| 奉仕員養成研修事業 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 |

※令和5年度は途中実績による見込み

※ただし、在宅身体障がい者訪問入浴サービス事業:実利用人数

生活訓練事業:月平均利用回数 日中一時支援事業:月平均利用日数 奉仕員養成研修事業:年間延べ件数

見込量設定の考え方

現行体制を維持しつつ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込むとともに適切なサービスの実施に努めます。

| 区分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------|-------|-------|-------|
| 在宅身体障がい者 訪問入浴サービス事業 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 生活訓練事業 | 7 回 | 8 🛭 | 8 🛭 |
| 日中一時支援事業 | 45 日 | 47 日 | 50日 |
| 奉仕員養成研修事業 | 1件 | 1件 | 1件 |

※ただし、在宅身体障がい者訪問入浴サービス事業:実利用人数

生活訓練事業:月平均利用回数 日中一時支援事業:月平均利用日数 奉仕員養成研修事業:年間延べ件数

第6章 障がい児福祉計画

第6章 障がい児福祉計画

1. 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る 目標

障がい児については教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障 害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の 観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障 がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身 近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、地域支援体制の構築、保健、医療、保育、教育、就労支援等 の関係機関と連携した支援、地域社会への参加、包容(インクルージョン)の推進、特 別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確 保などがあげられます。

| 項目 | 目標数値 | 説明 |
|--|---------------------|--|
| 児童発達支援センターの 設置 | 圏域での 設置 (整備済) | 既存の児童発達支援センター・事業所との連携を強 化し、利用しやすい支援体制づくりに努める。 |
| 障がい児の地域社会への 参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築 | 体制の構築 | 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築をめざす。 |
| 重症心身障がい児を支援 する児童発達支援事業所・ 放課後等デイサービスの 維持 | 1か所以上 | 既存の事業所との連携を強化し、利用しやすい支援 体制づくりに努める。 |
| 医療的ケア児等支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置 | 圏域での 設置 及び配置 | 医療的ケア児支援のため、四日市障害保健福祉圏域において、関係機関の協議の場を設置するよう努める。 また、町においては医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に努める。 |

2. 障害児通所支援及び障害児相談支援の事業体系

児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援

| | | 支援項目 | 内容 |
|------|-------------|--------------------------|---|
| | | 児童発達支援 | 障がい児に、定められた施設で日常生活における基本的な動作の 指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 |
| | | 放課後等デイサービス | 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などに就学している障がい児に、定められた施設で授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。 |
| 児童福祉 | 障害児 通所支援 | 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がいがあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。 |
| 法 | | 保育所等訪問支援 | 保育所などに通う障がい児に、その施設を訪問し、障がい児以外 の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行いま す。 |
| | 障害児 相談支援 | 障害児支援利用援助 継続障害児支援利用援助 | 障がい児の通所支援を申請するときに、その障がい児の心身の状況、置かれている環境、通所支援の利用に関する意向などを勘案し、通所支援の計画の作成や見直しを行います。また、通所給付決定後に事業者との連絡調整などを行います。 |

3. 障害児通所支援及び障害児相談支援等の実績と見込量

(1)障害児通所支援

第2期計画の実績

児童発達支援、放課後等デイサービスは、利用人数は計画で見込んだ数より少ないものの一人あたりの利用回数が増えたことにより、平均利用日数は見込み以上の利用実績となっています。

保育所等訪問支援については、令和3年度から1名の利用実績がありました。

| Ω Δ | 令和 3 | 3年度 | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 区分 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 |
| 児童発達支援 | 127日 | 143 日 | 140 日 | 176 日 | 154 日 | 217日 |
| 九里先廷又汲 | 22 人 | 16 人 | 24 人 | 19人 | 26 人 | 21 人 |
| 医療型児童発達支援 | 0 日 | 0 日 | 0 日 | 0 日 | 4日 | 0日 |
| | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 0人 |
| 放課後等 | 617 日 | 734 日 | 679 日 | 813 日 | 747 日 | 1,006 日 |
| デイサービス | 68 人 | 62 人 | 75 人 | 67人 | 83 人 | 79 人 |
| 保育所等訪問支援 | 0 日 | 1日 | 0 日 | 1日 | 2 日 | 1日 |
| 休月が守め向文後 | 0人 | 1人 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 居宅訪問型 | 0 日 | 0 日 | 0 日 | 0 日 | 2 日 | 0 日 |
| 児童発達支援 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 0人 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

見込量設定の考え方

児童発達支援については、これまでの実績を踏まえた上で、障がい児の動向や今後に おける障がいの早期発見への取組体制等を考慮して、利用量を見込みました。

放課後等デイサービスについては、これまでの実績を踏まえた上で、障がい児の動向や事業所数の増加等を考慮して、利用量を見込みました。

居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援については、障がい児の動向を踏まえつ つ、利用状況及び供給体制を考慮して、利用量を見込みました。

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、令和5年度から1名の配置を行っており、今後も同程度の配置を継続します。

[※]上段:月平均利用日数、下段:月平均利用者数

| 区分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--|---------|---------|---------|
| 旧安水本十七 | 227日 | 238 日 | 248 日 |
| 児童発達支援 | 22 人 | 23 人 | 24 人 |
| 放課後等デイサービス | 1,046 日 | 1,088 日 | 1,132 日 |
| 放訴後寺ナイリーに入 | 82 人 | 85 人 | 89 人 |
| D | 0日 | 0日 | 1日 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 0人 | 0人 | 1人 |
| /口夲示公=+88-++∞ | 1日 | 1日 | 1日 |
| 保育所等訪問支援 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 医療的ケア児等に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーターの 配置人数 | 1人 | 1人 | 1人 |

※上段:月平均利用日数、下段:月平均利用者数

(2) 障害児相談支援

第2期計画の実績

障害児相談支援の利用は、障害児通所支援の利用者の増加に伴い、計画値を大きく上回っています。

| 区分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|---------|-------|-----|-------|------|-------|-----|
| 区分 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 | 計画値 | 実績値 |
| 障害児相談支援 | 13人 | 22人 | 14 人 | 25 人 | 15人 | 28人 |

[※]令和5年度は途中実績による見込み

見込量設定の考え方

障害児相談支援については、今後も障害児通所支援の利用者の増加に伴い、拡大することが見込まれます。また、障がい児の多様な利用希望に対応するために、専門的な相談支援が必要とされるため、相談支援の充実に努めることが必要とされています。

サービス量については、障害児通所支援サービスの支給決定者数の動向等を考慮して、 見込みました。

| 区分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 障害児相談支援 | 30 人 | 32 人 | 34 人 |

[※]月平均利用者数

[※]月平均利用者数

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

1. 連携の必要性

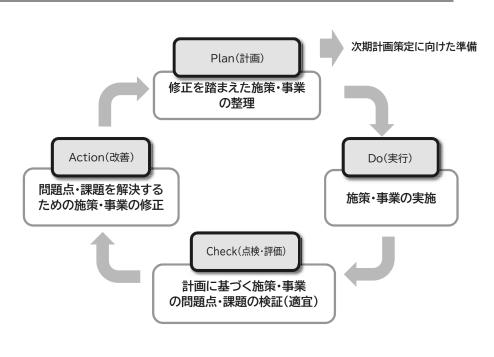
障がい者施策は、福祉や保健、医療などの分野だけでなく、住宅、交通、まちづくりといった生活環境全般の幅広い範囲に及び、それぞれの障がいや程度、ライフステージに応じたきめ細やかな対応が必要となります。

また、対象者の人数や専門的な取組の必要性などから広域で行っている事業も多くあり、住民が周辺市町に立地する施設を利用していることもあります。このため、広域的な視点で取り組まなければならないこともあることから、国や県、近隣市町と連携していく必要があり、町単独では実施が困難な施策については、積極的に連携を図りつつサービスの充実に努めます。

2. 住民・関係機関との協働

各施策を効果的に実施していく上で、住民の協力はもとより、町と関係機関などとの協力体制は不可欠です。地域社会と関係機関(福祉施設、医療機関、教育機関、保健所、社会福祉協議会、ボランティア団体、障がい者関係団体、事業者など)との連携を強化するとともに、障がい者施策の推進に向けて障がいのある人を含め、住民の主体的な参画を促進します。

3. 計画の進行管理



参考資料

参考資料

菰野町障がい者・障がい児福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、菰野町付属機関設置条例(平成 29 年条例第 22 号)第 3 条の規定に基づき、菰野町障がい者・障がい児福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 福祉計画の策定に関すること。
 - (2) 町における今後の障がい者(児)施策に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、医療機関、社会福祉協議会、町民生児童委員、障がい者(児)福祉施設、障がい者 (児)団体の代表者、関係行政機関の代表、その他住民代表の中から町長が委嘱する。
- 3 必要に応じ学識経験者を置くことができる。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から福祉計画の策定の日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を招集し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (庶務)
- 第6条 委員会の事務局は、町健康福祉課に置き、町子ども家庭課はその事務を補佐する。 (その他)
- 第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

菰野町障がい者・障がい児福祉計画策定委員会委員名簿

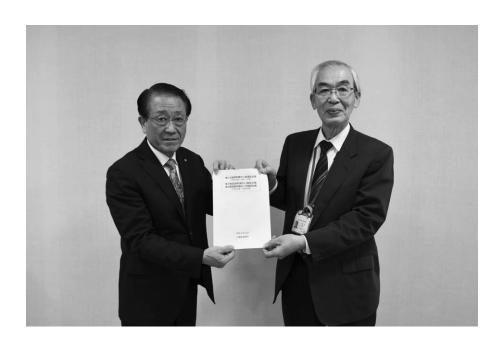
| | 氏 | 名 | 所属 | 備考 |
|------|----|-----|--|----------------------|
| 委員長 | 加藤 | 基 | 菰野町民生委員児童委員協議会会長 | |
| 副委員長 | 小澤 | 敏明 | 菰野町心身障がい者福祉会会長 加速である。 | |
| 委員 | 位田 | 保之 | 医療機関代表 位田医院医師 | |
| 委員 | 中島 | ,寛 | 菰野町社会福祉協議会 事務局長 | |
| 委員 | 松田 | 和之 | 障害者支援施設「菰野聖十字の家」施設長 | |
| 委員 | 近藤 | 裕彦 | 障害者支援施設「あさけ学園」施設長 | |
| 委員 | 古舘 | 恵子 | 知的障がい者相談員 菰野町心身障がい者福祉会理事 | |
| 委員 | 河内 | とみ子 | 視覚障がい者相談員 菰野町心身障がい者福祉会理事 | |
| 委員 | 森田 | 桂子 | ろう者会代表 菰野町心身障がい者相談員 | |
| 委員 | 村上 | 達哉 | 障害児通所支援事業所「わかば菰野」「わかばタウン菰野」 代表 | |
| 委員 | 小澤 | 佳与子 | 障害児相談支援事業所「菰野町居宅介護支援事業所けや き」相談支援専門員 | |
| 委員 | 千賀 | 優子 | 菰野町議会 教育民生常任委員会委員長 | 令和5年 12 月 21 日 まで |
| 委員 | 廣田 | 直己 | 菰野町議会 教育民生常任委員会委員長 | 令和5年 12 月 21 日 から |

計画策定経過

| 開催日 | 内 容 |
|-------------------------|--|
| 令和5年8月8日 | 第1回菰野町障がい者・障がい児福祉計画策定委員会 ・計画策定について ・計画策定見直しのポイントについて ・菰野町障がい者の現状と、前回の障がい福祉計画の実績に ついて ・アンケート調査票について |
| 令和5年8月30日~ 9月20日 | アンケート調査実施 |
| 令和5年10月31日 | 障がい者団体ヒアリング実施 ・菰野町心身障がい者福祉会 |
| 令和5年 11 月 20 日 | 第2回菰野町障がい者・障がい児福祉計画策定委員会 ・アンケート調査結果の集計及び分析結果の報告 |
| 令和5年 12 月 26 日 | 第3回菰野町障がい者・障がい児福祉計画策定委員会 ・障がい福祉計画、障がい児福祉計画(障がい福祉サービス の見込量)について ・障がい者福祉計画の基本理念、施策体系について |
| 令和6年1月15日 | 第4回菰野町障がい者・障がい児福祉計画策定委員会 ・第5次障がい者福祉計画、第7期障がい福祉計画、第3期 障がい児福祉計画(素案)について ・パブリックコメントの実施について |
| 令和6年1月23日~ 令和6年2月22日 | パブリックコメントの実施 |
| 令和6年2月 29 日 | 第5回菰野町障がい者・障がい児福祉計画策定委員会 ・意見募集の結果について ・第5次障がい者福祉計画、第7期障がい福祉計画、第3期 障がい児福祉計画の策定について |
| 令和6年3月6日 | 加藤委員長より諸岡町長へ第5次障がい者福祉計画、第7期障 がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の計画書を提出 |

令和6年3月6日 加藤委員長より諸岡町長へ計画書を提出





あ行

医療的ケア・医療的ケア児

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療的生活援助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいう。

インクルーシブ

インクルーシブとは、すべてを包括する、包み込むという意味。福祉分野のみならず社会や教育、ビジネスなどの分野で使われ、年齢や性別、国籍、心身の障がい、性的志向、人種などの違いを認め合い、共生していく社会を表す。

か行

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、身体障がい・知的障がい・精神障がいに関する総合的な相談業務などを、地域の実情に応じて実施する機関。障害者総合支援法により、平成 24 年度に「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置することができる」とされ、令和6年4月からは設置が市町村の努力義務となる。

権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知症等により判断能力が十分でない場合において、財産 侵害や不当な金銭消費貸借契約の締結、虐待などの不利益を被らないように、本人 の自己決定権を尊重しながら、様々な権利が侵されないよう保護すること。

合理的配慮

障がいのある人が、障がいのない人と平等にすべての人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むことができるよう社会的障壁(バリア)を取り除くにあたって、その実施に伴う負担が過重とならない範囲内で、障がいのある人にとって必要とされる制度の整備及び支援を行うこと。令和6年4月からは、障害者差別解消法の改正により、行政機関と同様に民間の事業所においても合理的配慮が義務化される。

さ行

CLM(チェック・リスト in 三重)

学校、保育園、幼稚園、こども園に通う気になる子の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、三重県立子ども心身発達医療センターが開発したアセスメントツール。

情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無等に関係なく、誰もが円滑に情報の取得及び利用すること、その意思を表示すること、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、情報通信機器、ソフトウェア及びこれらによって実現されるサービスを支障なく操作又は利用できるようにすること。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

た行

特別支援学校

従来の盲・聾・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度として、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校のこと。小中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

特別支援教育

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的 ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者などがほかの人と平等に生きるために、社会的弱者に変化を求めるのではなく、社会のあり方そのものを変えることで、社会的弱者が生きがいを見つけ、役割を担っていける社会をつくりあげる必要があるという考え方。

は行

避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に基づき、障がいのある人や高齢者等、災害時の避難行動や被災後の生活において何らかの福祉的支援が必要な人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿のこと。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無等にかかわらず、できるだけ多くの人が快適に利用できるような製品や建造物、生活空間などのデザインのこと。

要約筆記

聴覚に障がいのある人の知る権利を守り、社会参加を促進するための情報保障の手段のひとつで、話し手の話の内容を要約し、その場で文字にして聴覚に障がいのある人に伝達することをいう。

ら行

ライフステージ

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられる。

リハビリテーション

運動障がいの機能回復訓練を行い、環境に適応させるだけではなく、障がいのある人の「全人間的復権」を目的とし、人生そのものを含む生活の質の向上や、社会統合を実現するためのあらゆる手段のこと。

第5次菰野町障がい者福祉計画

(令和6年度~令和11年度)

第7期菰野町障がい福祉計画第3期菰野町障がい児福祉計画

(令和6年度~令和8年度)

令和6年3月発行

発行 菰野町

編集 菰野町健康福祉課、子ども家庭課

〒510-1292 三重県三重郡菰野町大字潤田 1250 番地

電話 059-391-1123 (健康福祉課)

059-391-1226 (子ども家庭課)

FAX 059-394-3423